

令和6年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和6年3月7日(木曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第24号 各小中学校エアコン設置工事請負契約の締結について
- 第8 議案第3号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第14号)について
- 第9 議案第4号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第5号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第6号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第7号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第8号 令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第14 町政執行方針、教育行政執行方針

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長	硯見	康之	君
総務課参与	高橋	誠	君
企画財政課長	篠田	康行	君
企画財政課業務監	本庄	朋美	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	大里	孝生	君
建設課長	荒沢	直樹	君
建設課業務監	河端	健	君
上下水道課長	森田	繁光	君
地域創生室長	鈴木	淳	君
会計管理者	今田	朝幸	君
教育委員会教育長	林	秀貴	君
教育次長・管理課長	高橋	治	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君
選挙管理委員会委員長	館山	玲司	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	奥山	結衣	君

◎開会の宣告

- 議長（山田日出夫 君） 皆さん、おはようございます。
定刻になりました。
ただいまから、令和6年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。
本日の出欠を報告いたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

- 議長（山田日出夫 君） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

- 議長（山田日出夫 君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（中村隆広君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでございます。
本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が26件、諮問が1件、その他、議長からの報告が3件、所管事務調査に関する議件が1件であります。
以上でございます。
○議長（山田日出夫 君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。
なお、新年度予算議案等、提案理由の説明が長時間にわたる説明員につきましては、提案理由の説明中に自席で水を飲むことを許可したいと思っておりますので、議員、説明員のご理解をお願いしたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山田日出夫 君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、11番、北川克良君、2番、渡邊智大君、3番、西森信夫君、4番、吉野美香君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（山田日出夫 君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（山田日出夫 君） 異議なしと認めます。
よって、会期は13日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

- 議長（山田日出夫 君） ここで本定例会の招集にあたり、伊田町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、お許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、各会計の補正予算でございます。

一般会計の補正予算としましては、令和5年度事業の精算による整理予算、さらに今年度実施が見込まれる大型事業や地方債借入に伴う将来負担などに備えての基金積み立てなども含めて提案させていただいております。

また、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計および水道事業会計におきましても、主として令和5年度事業の精算による整理予算について提案をさせて、させていただいております。

次に、令和6年度の各会計予算についてであります。一般会計予算と三つの特別会計および下水道事業会計と本年度より企業会計となる下水道事業会計の予算につきましては、別冊の予算書案として提案をさせていただいております。

次に、条例の制定などについてでございます。

新規制定として、訓子府町犯罪被害者等支援事業を。

一部改正として、監査委員条例、訓子府町事務分掌条例、訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、第1種会計年度任用職員の給与に関する条例等、訓子府町認定こども園条例、訓子府町介護保険条例、訓子府町簡易水道事業給水条例の1件の新規条例制定と8件の一部改正を提案させていただいております。

次に、小中学校エアコン設置工事請負契約の締結について、議決を求める提案をさせていただきます。

次に、訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての提案をさせていただきます。

次に、専決処分の承認について、令和6年1月22日に2件、令和6年2月8日に1件、地方自治法第179条第1項の規定による一般会計および国民健康保険特別会計の補正予算案の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

最後に、人権擁護委員1名が令和6年6月30日に退任することに伴い、新たに人権擁護委員の推薦についての諮問をさせていただきます。

以上、議案26件、諮問1件の詳細につきましては、人事案件を除き、副町長、または各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎諮問第1号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見

を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では142ページです。

町長。

○町長（伊田 彰君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

既に議案書にお名前を記載しているように、町内日出に在住の島貫昌代さんを人権擁護委員としてご推薦をいたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条の規定により、法務大臣が委嘱することとなっており、市町村長は法務大臣に対し、議会のご意見を伺った上で候補者を推薦しなければならないとされていることから、諮問をいたすものでございます。

本町では、現在、人権擁護委員として2名が委嘱されておりますが、そのうちのお1人の生出成子さんが本年6月30日付をもって任期満了となることから、後任の委員の推薦についてご意見を伺うものであります。

島貫昌代さんにつきましては、議員の皆さまはご存知の方もいらっしゃるかと存じますが、略歴をご紹介させていただきます。

島貫昌代さんは、日出にお住まいで、昭和46年1月26日生まれの53歳であります。遠軽高等学校を卒業後、平成元年、遠軽信用金庫に就職され、5年間勤められた後、結婚を機に本町に移り、平成6年からご家族とともに農業に従事され、現在に至っておられます。

また、平成30年からは地域包括支援センター運営協議会および介護保険地域密着型サービス運営委員、令和2年からは、介護保険事業計画策定委員会の委員として、高齢者の支援にも関わっていただいております。

人権擁護委員の職務は、はじめてとなりますが、その使命を自覚し、常に人格、見識の向上とその職務を行う上で、必要な知識や技術の習得に努め、積極的にその職務を遂行していただけるものと考えております。

なお、任期につきましては3年間でございます。

以上、島貫昌代さんを人権擁護委員に推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ご質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより諮問第1号の採決を行います。

本件は、原案によるものを適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のものを適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第26号

○議長(山田日出夫君) 次に、日程第4、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。議案書は129ページです。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案書の129ページをお開きください。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

今回の予算の専決処分は、全国中学校体育大会第61回全国中学校スキー大会の出場が決定したことから、大会派遣に要する経費と住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業のうち、均等割のみ課税世帯への10万円の給付金事業等の完了が令和6年度となる見込みであることから、繰越明許費の補正について専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により専決処分を行った令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第12号)の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ52億8,549万5千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これにつきましてはご覧いただくこととし、内容については、132ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費の補正について定めており、第2表により説明をさせていただきます。

この内容につきましては、133ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、一番下にあります3款、1項、1目、社会福祉総務費、事業名は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で金額は1,807万9千円、繰り越し理由は、事業の完了が令和6年度となる見込みであることから、事業費を令和6年度に繰り越して使用するものでございます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思っております。132ページの下の方の表の歳出になります。

10款、3項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金では、訓子府中学校の生徒が令和6年2月6日に長野県野沢温泉村で開催されました第61回全国中学校スキー大会に出場したことから、生徒1名、コー

チ1名、引率者1名の合計3名分の大会派遣に要する経費としまして60万4千円を追加。
次に上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金では、予算の財源調整としまして60万4千円の追加。

以上、専決処分を承認を求める内容につきまして説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。全国中体連、長野で行われたということなんですが、3名分で60万4千円ということは、日程的にこれ何日行っていたんでしょうか。多分2泊ぐらいしてると思うんですが、この予算額以上にかかっているお金はないのか、その点を聞きたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 10款、3項、2目、教育振興費の負担金、補助交付金の部分で中体連の日程等について、それから3人分の経費のことについてのご質問であったかと思ひます。

日程につきましては、大会に行く関係で2月2日から2月7日まででございます、フェリーによる移動になっております。スキーの運搬ですとかコーチとの合流ですとか引率者の関係ですということで、どうしても長期にわたるような日程になっております。

そのようなことでフェリー、それから車ということでございますので、宿泊費、交通費、リフト代、参加料、それから食事代ということで要綱に沿った形で支出をしております。要綱の対象経費の部分につきましては全額補助をしております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がございましたので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第5、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は134ページです。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案書の134ページになります。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

今回の予算の専決処分は、国民健康保険税の過誤納還付金が発生したため、専決処分したものです。

それでは、次の専決処分書により専決処分を行った令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容を説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億3,799万円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等は、次の第1表のとおりでございますが、これについてはご覧をいただくこととして、内容については、137ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

はじめに、上段の歳入、4款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、この後、説明させていただく歳出の財源調整のため12万4千円を追加するものです。

これにより、別紙資料5をご覧いただきたいと思っておりますが、基金の保有状況見込みをご覧ください。

表の下から3段目、国補財政調整基金の令和5年度末基金保有額は、209万2千円となる見込みです。

137ページに戻りまして、下段の歳出、8款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金の償還金利子及び割引料の保険税過誤納還付金は、さかのぼっての資格喪失や所得変更により、過年度分の保険税の減額が発生したため12万4千円を追加するものです。

以上、専決処分の承認を求める内容について説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。137ページ、支出の方の第8款、第1項、第1目の補正12万4千円の中の今の説明で、還付で、過年度分にさかのぼってという表現をされておりましたけれども、それは何年前のことなのかというのと、あと件数、件数が対象者1件だったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 2件ございまして、2年度分が1件、それから3年度分が1件でございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） もう一点お聞きしたいと思います。この過年度分の申請というのは、例えば、5年間までなら申請できるとかそういう基準はありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 5年間になります。

ご質疑ありませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。質問の内容については、同じような目的でありますけども、同じように137ページの保険税過誤納還付金の原因について教えていただきたい。2年度分が2件でした。3年度分が1件ということで、原因については確定申告か何かなんでしょうか。その原因について教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 確定申告というか所得の構成により変更になったのが1件とあとさかのぼって、先ほどご説明させていただいたんですけども、資格喪失してる部分、もう既に健康保険じゃなくなっているのが、さかのぼって届けがきましたんで、それが1件ということでございます。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 他に討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第28号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第6、議案第28号 専決処分の承認を求めること

についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は138ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の138ページをお開きください。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、河川改修工事の永井の沢排水川の土砂止め弁の設置において、一時取り外したトラフが経年劣化により壊れ再利用できなかったことと酒谷川の仮設道路設置について、当初30センチの表土をはがし設置する計画でしたが、現場の状態が悪く40センチ必要になり、工事費に不足が生じたことから、補正予算について専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第13号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,699万5千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については141ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

141ページの下の方の表の歳出になります。

8款、4項、1目、河川総務費の事業区分、河川維持管理事業の工事請負費は、永井の沢排水川の土砂止め設置にかかる老朽化トラフ更新と酒谷川の護岸補修による仮設道路にかかる費用の増に伴い、河川改修整備工事150万円を追加。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金では、予算の財源調整としまして150万円の追加。

最後に、別に配布の資料6は一般会計補正予算にかかる投資的経費の資料となっておりますが、こちらについては後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。永井の沢のトラフ工事というんですが、これ升が損傷という、升上げしたときに壊れてなかったというものが、実際その工事に入ると損傷していたということなのか、経年劣化で当初上げたときからもう駄目だったのか、

予算が組めなかったのか、そこら辺の経緯をお願いします。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 永井の沢のトラフだったんですけども、元々は基本的に土砂升つけるところですね、取り付け道路、ボックスがあったんですけども、そちらの方を撤去して、それから、土砂止め升を設置、その後トラフを接続するという形でした。現状でトラフ自体は割れてないというふうな当初の方では見方で考えていたんですけども、やはりボックス設置撤去するときに一緒に劣化で壊れてた。裏側ですね、見えてないところでひび割れが起きてたもんですから、もう2度と使えなくなりました。トラフ自体が中が1メートル、もう大きいトラフですので、一度割れてしまうと持ち上げることもできないということで、新しいものを取り替えさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 西森議員。

○3番（西森信夫君） もう一度聞きたいんですが、場所を変えたということもあるんですね、そうしたらね。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 場所自体はボックスがあったその場所に沈砂池を設けて、今まで付いてたトラフを使うつもりだったんですけども、その使うトラフの部分が、一緒にボックスを取り上げるときに、トラフも上下流部、両方一度撤去してからもう1回沈砂池作ってからの再設置になりますので、その分は残したんですけど、それがもう壊れてたというようなことでございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第24号

○議長（山田日出夫君） 日程第7、議案第24号 各小中学校エアコン設置工事請負契

約の締結についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は127ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 議案第24号の提案説明を申し上げます。議案書127ページをお開きください。

議案第24号 各小中学校エアコン設置工事請負契約の締結についてでございます。

次により、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、各小中学校エアコン設置工事であります。

契約の相手方につきましては、三つの特定建設共同企業体による指名競争入札の結果、天内・久島経常建設共同企業体 代表者 天内工業株式会社 代表取締役 伊藤嘉高氏であります。

契約金額につきましては、7,469万円でございます。

なお、予定価格は7,585万6千円でございます。

工事概要は、各小中学校教室等へのエアコン設置となります。

箇所数については、訓子府小学校に16台、居武士小学校に6台、訓子府中学校に12台設置いたします。

工期につきましては、令和6年7月10日としております。

以上、議案第24号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

泉議員。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。ここ数年の間、コロナの関係でスポットクーラーとか窓にはめ込む形のエアコンなんかを結構な台数を買っていたと思うんですけど、それが今度、教室にエアコンがそれぞれ設置することになると不要になってくるのかと思うんですけど、過去に買ったものについてどうなるのかをお聞きしたいです。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、127ページの議案第24号の件ですが、以前購入したスポットクーラーの使い道ということでのご質問だったかと思えます。

今回設置するエアコンにつきましては一般教室、それから特別支援教室、保健室、職員室、校長室等に配置するというので、いわゆる特別教室ですとか、あとは子どもたちが多目的に使う教室などには固定の設置をしておりませんので、そういう教室の方に以前購入したスポットクーラー等を活用したいと考えていますのでご理解願います。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。今の質問に付け加えまして、今、移動されるということですので、その費用については今回の費用に含まれているのか。その部分につい

て1点目教えていただきたい。

2点目なんですけども、今回、科目が違う三つの施設を一括でまとめて入札されています。ですので3施設をまとめたやつを一括で入札する目的、それと町内業者でできなかったことについて2点目をお願いしたい。

3点目については、科目が二つでございますので分割の仕方について説明をお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 3点あるうち1点目の質問につきましては私の方から説明をさせていただきたいと思います。

まずスポットクレーンにつきましては、ポータブル式で手で移動が可能ですので、移動費用につきましてはございません。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 3点目の部分につきましては、科目が小学校費と中学校費に分かれておりますが、これにつきましては按分をしながら支出をしたいと考えてますが、具体的な数字については今ちょっと持ち合わせておりませんので、ご了解願います。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 2点目にありました町内業者でできなかったのかということでございますけども、指名の一応種類のには管工事になります。こちらの方で7千万程度になりますのでAクラスとなりますけども、Aクラスの地元業者がないという形になっております。

また、昨年の4月に業者として水道事業ありましたのでJVを組んでいるのが3社あります。その3社が3月の31日までにJVの組んでいる期間ですので、それが全てAクラスになるということで、今回その3社を選ばせていただいたということでございます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。再質問ではありませんけれども、まとめて入札した部分を説明をお願いしたい。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） すいません。漏れがありました。まとめて入札した経緯といいますと、まず、おのおの分割した場合、少額になったりしますので、そうなった場合には経費がかかってしまうということでございます。まとめてやった場合の共通仮設、あと現場管理、一般管理費、こちらの方は事業的に大きくなれば経費は下がってきますので、安価の元々三つバラバラに発注するよりは一括の方が安価であるということで一括で発注させていただいております。

○議長（山田日出夫君） 質疑ございませんか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。工期が令和6年7月10日ということで、夏の暑い日、5月、6月も暑いと思うんですけども何とか間に合うのかなと思いますが、これまだ夏休み入る前に工期が終わってしまうということで工事の方は子どもたちが学校で勉

強してると思うんですけども、どのような形で計画を進めているのか。まだ入札したばかり決まってないかもしれないんですけども、予定があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今回、工事を発注するにあたりまして、まず小・中学校と管理課の方で協議の方を行わせていただいております。できれば、来年度ですけれども夏暑い時期までには何とか設置したいという思いの中で、小学校、中学校と協議しながら平日、空いてる教室をまず施工する。施行し終わったら今度ちょっと移動してもらってという形で平日も一応工事できるように協議しております。他の学校でありますと大体休みの日ですとか子どもがいないとか夏休み中とかってなりますけれども、夏休み前の暑い時期までに何とか工事を終わらせたいということで、そういうスケジュールを組んで7月10日ですせていただいております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号

○議長（山田日出夫君） この際、日程第8、議案第3号、日程第9、議案第4号、日程第10、議案第5号、日程第11、議案第6号、日程第12、議案第7号、日程第13、議案第8号は、関連する議案なので一括議題としたいと思います。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第3号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第3号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ8,177万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ52億522万4千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ、3ページの第1表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、この後、5ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条は地方債の補正について定めており、それぞれ第2表および第3表により説明をさせていただきます。

それでは、4ページの第2表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容につきましては、44ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、上から5行目以降の2款、2項、2目、賦課徴収費の税務システム改修事業、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の戸籍情報等システム改修事業、6款、1項、5目、農業基盤整備費の農業水路等長寿命化防災減災事業を追加し、3事業の合計は1,631万4千円を令和6年度に繰り越すものでございます。

それぞれの事業の財源内訳、繰越理由等につきましては、記載のとおりでございます。

4ページに戻っていただきまして、下の表、第3表 地方債の補正では、事業の確定により起債額が変更となった葬祭場設備更新事業を含む11事業で、左側は補正前、右側は補正後の借入限度額となっております。

ここで45ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和5年度末の現在高見込額は48億9,302万2千円となっております。

続いて、5ページ以降の歳入歳出補正事項別明細書について説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は事務事業の実績、あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算となりますので、追加となる主な事業および特別な要因のあるもののみの説明とさせていただきます。

なお、歳入につきましては、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであると分かるもの、あるいは単なる執行残見合いによるものなどにつきましては説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思っております。

最初に、歳出から説明をさせていただきますので、16ページの歳出の事項別明細書をお開きください。

なお、事項別明細書中に財源補正とありますが、これは当初見込んでいなかった歳出予算の増や歳入予算の増や過疎地域持続的発展特別事業債など起債額の調整等に伴う財源の補正となりますので、説明を省略させていただきます。

まず、1款、議会費ですが、1款、1項、1目、議会費の事業区分、議会人件費、議会運営費、事務局費は執行見込額確定に伴う減額となっております。

次のページの2款、総務費です。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業は、出張を伴う会議等の参加減のため、旅費70万円の減。

その下の交流事業の旅費は、人事交流職員の帰省旅費等の執行見込額確定により26万3千円の減。

その下の事業区分、職員管理研修事業の旅費では、職員研修の宿泊の取り止めや参加者減に伴い91万円の減。

その下の事業区分、各種基金積立金では、利子確定に伴う補正および後年度の財源不足に備えるための積み立てで、財政調整基金積立金では、利子の確定により209万5千円の減、減債基金積立金では、後年度の辺地対策事業債、過疎対策事業債の交際費償還に充てるための積み立てと利子の確定により8,164万3千円の追加。

ふるさとおもいやり基金積立金では、利子確定と寄付見込額の減により1,635万4千円の減、社会資本整備基金積立金では、利子の確定と寄付が2件分と今後の公共施設長寿命化に伴う修繕やゼロカーボン対応に備えるため1,062万8千円の追加。

地域活性化基金積立金は、寄付1件と基金利子の確定、ならびに今後見込まれるシステム機器等の更新、ICT化などに備え2,190万4千円の追加。

その下の4目、公有林管理費の事業区分、町有林整備事業（補助）の委託料の実施設計業務では、現地測量により事業実施延長が縮減したことによりまして140万5千円の減。

造林業務では、執行見込額確定により451万2千円の減で、合わせまして591万7千円の減。

事業区分、町有林整備事業（単独）の委託料では、皆伐事業の伐採面積の減および伐採材積の減によりまして660万7千円の減。

次のページの5目、保安林管理事業の保安林整備事業（補助）の委託料は、執行見込額確定によりまして155万9千円の減。

その下の7目、住民安全対策費の事業区分、危機管理対策事業の負担金、補助及び交付金の日本赤十字社訓子府町分区負担金は、AEDの本体の更新にかかる執行残によりまして6万9千円の減です。

なお、この日本赤十字社訓子府町分区負担金の減の補正につきましては、以下、ほかの科目中においても同様の理由となっております。

その下の8目、企画費の事業区分、地方公共交通対策事業の委託料、高齢者ハイヤー利用サービス業務と負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助では、執行見込額確定によりまして事業全体で292万7千円の減。

その下のふるさとおもいやり寄付推進事業では、寄付額、寄付の見込額の減に伴いまして事業全体で1,148万1千円の減。

次のページの地域振興事業の旅費は、オンライン会議による参加によりまして30万4千円の減、負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金の新たな申請件数の見込みが少なかったことから102万2千円の減。

その下の2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の委託料では、令和6年度税制改正によりまして令和6年度当初賦課で住民税所得割に対して1万円の定額減税等が実施されますことから、令和5年度中にシステム改修に着手する必要があるため95万7千円を追加します。

次のページの2款、3項、1目、戸籍住民台帳費の事業区分、戸籍住民基本台帳事業の報酬は、執行見込額確定によりまして30万8千円の減。

委託料は、法律の改正に伴い、個人の氏名を片仮名で表記したものを戸籍と住民票等に記載することとなったことから、関連するシステム改修を実施するものですが、戸籍情報システム改修業務の改修費の確定および戸籍附票システムの改修作業の項目の追加。住民基本台帳システム改修の実施に伴いまして477万円の追加。

負担金、補助及び交付金の旅費、オンライン申請導入負担金は、令和6年度からパスポートのオンライン申請が開始されることに伴いまして、必要な端末等の経費を負担するため、委託先の北見市への負担金としまして1万1千円の計上。

その下の2款、4項、2目、知事・道議会議員選挙費、次のページの町長・町議会議員選挙費は執行残によるものでございます。

その下の表の2款、6項、1目、監査委員費につきましても執行見込額確定によるものの減となっております。

次のページの3款、民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の扶助費は、訓練等給付費の利用者が当初見込みより増加したため157万4千円を追加。

その下の事業区分、地域生活支援事業の委託料は、それぞれの利用回数が当初見込みより少なかったことによりまして75万4千円の減。

扶助費の日常生活用具給付費は、申請回数の増によりまして32万7千円の追加。

その下の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金145万4千円の減につきましては、その内容は特別会計の方で説明をいたします。

その下の事業区分、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の負担金、補助及び給付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、エネルギー、食料品等の価格高騰の負担を踏まえ、国の制度を利用し、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円を支給したものでございますが、対象者世帯を当初620世帯見込みでしたが、支給実績につきましては、565世帯となりましたので165万円の減。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金（町単独分）では、住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し1世帯当たり1万8千円を支給したのですが、対象世帯を当初170世帯見込んでおりましたが、支給実績が139世帯となったことから55万8千円の減となっております。

次のページの2目、高齢者福祉費の事業区分、高齢者福祉一般事業の扶助費は、養護老人ホームの措置者の1名減に伴い155万円の減。

その下の介護保険特別会計繰出金の繰出金232万円の減につきましては、特別会計の方でその内容を説明いたします。

事業区分、後期高齢者医療事業の負担金、補助及び交付金では、令和5年度の療養給付費負担額の確定に伴いまして31万7千円の減。

繰出金の95万8千円の減につきましては、特別会計の説明の中で行います。

次の3目、温泉保養センター、事業区分、温泉保養センター管理運営事業の備品購入費の施設用備品は、令和5年度に購入予定であった洗濯機が前年度に故障し使用不能になったことに伴いまして購入したことから11万円の減。

次のページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子ども医療費助成事業の扶助費は、受診件数の増に伴いまして87万2千円を追加。

その下の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金は、広域入所者が当初見込みより少なかったことから、広域入所負担金184万1千円の減。

その下の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業の負担金、補助及び交付金では、物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人につき5万円を支給する事業ですが、当初35人を見込んでおりましたが24人の給付実績であったことから55万円の減。

3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当費では、当初見込みより児童数が少なかったことにより1,014万5千円の減。

4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の報酬は、代替放課後児童支援員を4名分見込んでおりましたが2名の実績となったことから、会計年度任用職員100万円の減。

○議長（山田日出夫君） 説明員に申し上げます。会計の途中の説明ではありますけども、ここで午前10時40分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど説明が民生費まで終わっておりますので、引き続き、衛生費をお願いします。

○企画財政課長（篠田康行君） それでは、4款、衛生費から説明を再開いたします。

4款、1項、1目、保健衛生費、保健衛生総務費の事業区分、保健衛生一般事業の扶助費は、特定不妊治療費助成を6件分見込んでおりましたけれども、10件となる見込みでありますことから14万1千円の追加。

事業区分、妊産婦健康診査事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、令和4年度の母子健康医療対策総合支援事業の額の確定に伴いまして9万1千円を計上。

その下の事業区分、発達支援事業の委託料は、北見市子ども総合支援センターきらり通園児の利用回数減によりまして45万1千円の減。

次に、2目、予防費の事業区分、健康診査等事業の委託料では、肺ヘリカルCT、子宮がん検診等のがん検診受診者の減に伴いまして120万4千円の減。

その下の事業区分、予防接種事業の委託料では、風疹抗体検査実施者の減によりまして54万9千円の減。

負担金、補助及び交付金の予防接種健康被害救済措置給付金は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害にかかる医療費とその諸経費を支給するため23万3千円を計上。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、令和4年度感染症予防事業費、感染症予防事業費等補助金額の確定によりまして14万1千円を追加。

その下の事業区分、子ども予防保健事業の需用費の医薬材料費では、出生者数が見込みより少なかったことによる予防接種件数の減および子宮頸がん予防ワクチンの接種件数が見込みより少なかったことによりまして143万6千円の減。

委託料につきましても今申した需用費と同じ理由によりまして予防接種業務230万3千円の減。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業の各減額理由につきましては、当初見込みより集団接種日および個別接種者が少なかったことに伴うものでございますが、この委託料のうち医療廃棄物処理業務につきましては、ワクチン保管用の超低温冷凍庫の廃棄にかかる費用として38万円を追加。

次のページの償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン国庫負担金および国庫補助金額の確定に伴いまして67万円を計上。

次に、3目、環境衛生費の事業区分、墓地管理事業の使用料及び賃借料は、墓地内の管理用道路の大雨などで洗掘した箇所を補修するための車両管理上料でございますけれども、補修がなかったことから23万8千円の減。

次に、下の表の6款、農林水産業費になります。

6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金は、ジャガイモシストセンチュウ対策の事業費確定に伴い41万6千円の減。

農業振興連絡協議会負担金（北大サテライト）は、コロナの影響によりまして、事業中止により9万円の減。

農業後継者育成事業補助金は、海外視察研修の参加者を16名としておりましたが、15名となったことから20万円の減。

くんねっぷメロン作付維持事業費補助金は、事業費確定に伴いまして25万2千円の減。

スマート農業利用推進事業補助金は、執行見込額確定によりまして80万円の減。

次のページの事業区分、北海道環境保全型農業直接支援対策事業の旅費は、オンライン会議での開催となったことから7万8千円の減。

その下の事業区分、農業次世代人材投資事業の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金は、交付対象者1名が所得要件の所得を超過したため、交付対象外となったことから150万円の減。

その下の事業区分、経営継承発展支援事業の負担金、補助及び交付金の経営継承発展支援事業補助金では、当初、事業実施予定者が6名であったところが2名の実施となったことから400万円の減。

その下の事業区分、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業の負担金、補助及び交付金は、種馬鈴しょの緊急増産等のソフト事業において当初計画していた事業予定面積が減少したことから152万1千円の減。

4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の負担金、補助及び交付金の家畜資質改善対策事業費補助金では、事業実施頭数が当初20頭見込んでいたところ3頭となったことから41万4千円の減。飼料高騰対策事業補助金は、当初見込んでいた対象頭数3,222頭が3,192頭となったことから19万2千円の減で、合わせまして60万6千円の減。

次に、5目、農業基盤整備事業の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金は、各事業費の確定によるもので、合わせまして1,384万2千円の減です。

次に、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の需用費は、肥料購入にかかる入札執行残による額の確定に伴いまして368万円の減。

使用料及び賃借料と原材料費は、執行見込額の確定によるもので、備品購入費につきましては、肥料散布機の当初予定していたオプション装備の取り下げと入札執行残に伴いま

して187万2千円の減。

下の表の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業補助金は、苗木および労務の不足によりまして事業の減となりましたことによりまして123万7千円の減。

森林環境保全整備事業補助金は、森林所有者の意向によりまして、一部事業が中止になったことにより85万9千円の減。

民有林管理推進事業補助金は、労務不足により事業量の減に伴いまして145万8千円の減。

次のページの事業区分、有害鳥獣駆除事業の委託料のエゾシカ等^{ざんし}残滓処理業務では、町内の鹿肉加工処理施設に自己搬入した捕獲個体数分が不用額となりまして64万3千円の減。

負担金、補助及び交付金では、鳥獣被害防止対策協議会負担金は、新規の狩猟免許取得者がいなかったことによりまして32万8千円の減です。

次に下の表の7款、商工費になります。

7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の役務費では、まちづくり商品券配布業務およびプレミアム付商品券販売業務の発行対象者減に伴う事業規模縮小によるもので、執行見込額確定によりまして19万9千円の減。

委託料につきましても同様の理由で74万3千円の減。

負担金、補助及び交付金の商工会活動費補助金では、退職した職員の人件費の減および新たなポイントシステムの事業規模縮小に伴いまして178万2千円の減です。プレミアム付商品券発行事業補助金は、当該商品券の発行対象者の減に伴いまして78万7千円の減、合わせまして256万9千円の減となっております。

次のページの8款、土木費になります。

8款、2項、1目、車両運行管理費の事業区分、除雪車両運行管理事業の備品購入費では、大型ロータリー車両購入の入札執行残により額が確定しまして315万円の減。

その下の8款、3項、2目、道路維持費の事業区分、道路維持管理事業の需用費、修繕料では、道路路面のひび割れの補修修繕を行うため100万円の追加。

3目、橋りょう維持費の事業区分、橋りょう維持管理事業は、執行残によるものでございます。

次のページの8款、5項、1目、公園費の事業区分、レクリエーション公園維持管理事業では、公園作業員の雇用人数が確保できなかったことによる減でございます。

次のページの8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業と事業区分、住宅施策推進事業は、執行残による減でございます。

2目、住宅建設費の事業区分、幸栄団地整備事業の委託料も同じく事業執行額の残による減でございます。

補償、補填及び賠償金につきましては、当初予定者の退去や転居時期の変更によりまして36万円の減。

次に、下の表の9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金は812万2千円の減となります。

内容につきましては、42ページの北見地区消防組合負担金内訳をご覧ください。

まず、3款、1項、3目、訓子府消防支署費、次のページの上段の表の3款、2項、3目、訓子府消防団費から、中段の表、4款、1項、2目、利子はそれぞれ事業執行見込額確定によるものでございます。

一番下の表の9款、1項、2目、組合共通経費の負担金、補助及び交付金の負担金は、消防本部職員の退職手当負担金および人件費などの消防本部共通経費の減に伴いまして444万7千円の減となっております。

35ページに戻っていただきまして、4目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業の工事請負費につきましては、車庫建設の入札執行残によりまして16万5千円の減です。

次に、下の表の10款、教育費になります。

10款、1項、2目、事務局費の事業区分、職員関係事業の委託料、健康診査業務は、執行見込額の確定。

次のページの2項、小学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業も執行見込額確定によるものでございます。

事業区分、学校維持管理事業も執行見込額確定によるものとなっております。

2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の使用料及び賃借料と備品購入費も同じく執行見込額確定によるものでございます。

負担金、補助及び交付金の特別活動派遣費補助金につきましては、訓子府小学校スクールバンドが全道大会で金賞を受賞し、3月30日に都内で開催される第45回全日本リコーダーコンテストに出場することになりましたので、児童13名、引率者3名分の派遣にかかる費用を補助することから200万5千円の追加。

次のページの事業区分、遠距離通学対策事業は該当者がいなかったため2万3千円の減。

事業区分、就学援助奨励事業の扶助費は、対象生徒数が当初見込みより少なかったことから、合わせて80万5千円の減。

その下の表の3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業は、執行見込額確定によるものでございます。

次に、2目、教育振興費の事業区分、就学援助奨励事業の扶助費は、対象生徒数が当初見込みより少なかったことから、合わせまして148万6千円の減です。

次のページの10款、4項、1目、こども園費の事業区分、こども園運営事業の報酬は、支援員、補助員と保育教諭の雇用実績によりまして、合わせて650万円の減。

共済費は、確率の確定によりまして65万9千円の減。

委託料とその下の事業区分、こども園維持管理事業も執行見込額確定による減でございます。

次に、その下の表の10款、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、社会教育推進事業の委託料は、みつばちクラブの開設日数の減、年度当初の加配人数の減によりまして50万円の減。

次のページの2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業も執行見込額確定によるものでございます。

その下の表の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業

の報償費は、各種教室の中止や回数減によりまして33万8千円の減。

委託料は、クライミングウォール安全講習会の減および降雪不足によるジュニアスキー教室の開催ができなかったことによりまして16万円の減。

2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業、その下の事業区分、温水プール維持管理事業、次のページの事業区分、屋内ゲートボール場維持管理事業、その下の事業区分、屋外運動施設維持管理事業は、それぞれ執行見込額確定による減でございます。

その下の表の11款、公債費、1項、1目、元金の事業区分、長期債元金償還では、元利均等払いの起債の利率見直しによりまして元金8万9千円の追加。

次に、2目、利子の事業区分、長期債利子償還では、利率見直しによるものと前年度借入起債の償還率が見込んでいたよりも下がったことによりまして59万1千円の減。

次のページの13款、給与費、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費の共済費では、市町村職員共済組合および公立学校共済組合の組合負担率の減によりまして、合わせて498万3千円の減。

恩給及び退職年金は、退職手当組合負担金の負担率の減によりまして3,116万7千円の減。

46と47ページの給与費明細書につきましては、今回の補正に伴う内容となっております。

次に、5ページの歳入になります。

一番上の表の10款、1項、1目、地方交付税では、普通交付税額の交付決定に伴いまして1億5,807万3千円を追加。

次に、中段の表の11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金は、交通違反の反則金を財源とし、信号機や歩道等の施設整備等に要する経費に充てるために交付されるものでございますが、原資となる反則金が減少し、交付金額総額が減ったことによりまして交付基準額を下回ったことから50万円の減。

一番下の表の12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、現年度分の各事業費の確定に伴うものでございます。

次のページの12款、2項、1目、民生費負担金の1節、社会福祉費負担金は、養護老人ホーム措置者の死亡によりまして19万6千円の減、2節、児童福祉費負担金は、広域入所の人数の増に伴いまして184万4千円の追加。

2目、農林水産業費負担金、1節、農業費負担金も現年分の各事業費の確定に伴う追加でございます。

次に、下の表の13款、1項、4目、1節、農業施設使用料は、牧場使用料の受け入れ延べ頭数の減によりまして76万円の減。

6目、土木使用料の3節、住宅使用料は、転勤等の退去後の空室が増えたことによりまして271万5千円の減。

次のページの14款、1項、1目、民生費国庫負担金の1節、社会福祉費負担金では、訓練等給付などの増に伴う追加。2節、国民健康保険基盤安定負担金では、保険者支援および未就学児均等割、産前産後保険料に対する負担金の確定に伴う追加。3節、児童手当負担金では、事業費の確定に伴う減。4節、介護保険、低所得者保険料軽減負担金では、

保険料の軽減対象額の実績などに伴う減です。5節、児童福祉費負担金では、本町から他市町村への委託入所に関わるもので、利用者の減によるものでございます。合わせまして445万2千円の減。

2目、衛生費国庫負担金、1節、衛生費負担金は、新型コロナウイルス接種者数の減と予防接種健康被害の申請に伴う医療費とその諸経費に対する負担金の計上でございます。合わせまして322万2千円の減。

その下の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の1節、総務費負担金の社会保障税番号システム整備補助金、(総務省分)につきましては、戸籍附票システムと住民基本台帳システムの改修経費を計上。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本町の配分額について追加をしております。

次のページの社会保障税番号制度システム整備補助金(法務省分)につきましては、戸籍情報システム改修経費を計上。

マイナンバーカード交付事務費補助金は、必要な経費の確定によるもので、合わせまして2,484万7千円を追加。

次のページの2目、民生費国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、事業費の確定によるものでございます。

5目、教育費国庫補助金の小学校補助金と2節、中学校補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、各対象者の確定によるものでございます。

学校施設環境改善交付金は、それぞれエアコン設置にかかる配分基礎額確定によるものでございます。

次に、その下の表の15款、1項、1目、民生費等負担金の1節、社会福祉費負担金、次のページの2節、国民健康保険基盤安定負担金、3節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、4節、児童手当負担金、5節、介護保険低所得者保険料軽減負担金、6節、児童福祉費負担金は、国の負担金に連動したものなどに伴う減となっております。

その下の表の15款、2項、2目、民生費道補助金、1節、社会福祉費補助金は執行見込額確定による減。

次のページの2節、児童福祉費補助金は、対象者の増に伴う追加となっております。

3目、衛生費道補助金、4目、農林水産業費補助金の1節、農業費補助金のうち地域づくり総合交付金は、農業交流センター加工機更新、共同利用模範牧場作業機械および電気設備更新に対して80万円を追加し、その他につきましては、事業費確定によるものでございます。

2節、林業費補助金の豊かな森づくり推進事業補助金も事業費に伴うものでございます。

地域づくり総合交付金は、エゾシカ緊急対策事業の交付額決定によりまして14万円を計上。

次の5目、教育費道補助金は、スクールバス車内置き去り防止装置に対する補助で26万4千円を計上。

7目、消防費道補助金、1節、消防費補助金の地域づくり総合交付金は、防災備蓄計画に基づく粉ミルク、紙オムツ等の備品購入に対するもので30万円を計上。

次のページの15款、3項、1目、総務費委託金は、知事・道議の選挙経費確定による

ものでございます。

その下の表の16款、1項、2目、利子及び配当金では、各基金利子の確定によりまして209万2千円の減。

一番下の表の16款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入と保安林林産物売払収入では、伐採材積料の増減および入札の執行に伴いまして、合わせて33万6千円を追加。

次のページの17款、1項、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金は寄付実績を見込み1,635万3千円の減。

企業版ふるさと納税寄付金では、地方公共団体が地方創生のため実施する取り組みに対して受けることができる寄付になりますが、6件の企業からの寄付があったことから210万円を計上、合わせまして1,425万3千円の減。

3目、民生費寄付金では、2件の寄付があり62万8千円を追加。

4目、教育費寄付金も1件の寄付があったことから10万円を追加。

次に、下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、補正予算一般財源の調整によりまして2億3,361万1千円を減。

3目、産業後継者育成基金、産業後継者育成基金繰入金から、次のページの8目、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、充当事業費確定によるものでございます。

次に、中段の表の18款、2項、2目、介護保険特別会計繰入金では、繰入金対象事業費の確定により追加。

一番下の表の19款、1項、1目の繰越金は、前年度繰越金の留保分の追加となります。

次のページの上段の表、20款、4項、1目、受託事業収入は、後期高齢者の健康診査と歯科健診診査受診者の増に伴いまして47万1千円の追加。

その下の表の20款、5項、5目、雑入の経営継承発展支援事業補助金、がん検診等負担金は、それぞれ実績に伴う減となっております。

次に、一番下の表の21款、町債につきましては、起債対象事業費および同意額が確定したことによる補正でございます。

最後に、別に配布の資料1をご覧くださいと思います。

資料1では、財政調整基金および特定目的基金の保有状況見込みをご覧くださいと思うんですが、今回の補正予算による基金積立の追加および取り崩しの減額を行った後の一般会計の基金保有見込みにつきましては、右側の下から4行目にありますように42億7,350万4千円となっております。

また、資料2につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧を作成しましたので、後ほどご覧くださいと思います。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第14号）の内容につきまして説明をさせていただきました。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第4号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書48ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案書48ページになります。

議案第4号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、

提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1,724万3千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億2,074万7千円とするものでございます。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等は、49ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧いただくこととし、その内容は50ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

50ページの歳入から説明させていただきます。

2款、1項、1目、保険給付費等交付金は、保険給付に要した費用に対する交付金で療養費の減により1,563万3千円を減。

3款、1項、1目、利子及び配当金は、財政調整基金の預金利子1千円を追加。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、財源調整のため20万円を減。

2項、1目、一般会計繰入金は、金額の確定により、1節の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分で104万2千円を減、保険者支援分は24万4千円を追加。

51ページになります。

2節、出産育児一時金繰入金は66万6千円を減。

3節、財政安定化支援事業繰入金は24万8千円を追加。

4節、その他一般会計繰入金は23万8千円を減。

7款、1項、1目、国庫補助金の1節、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、5年度から出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、5年度に限って増額分の一部に対して補助金が交付されることとなったため2万円を計上。

2節、社会保障番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を促進することによる経費が補助金として交付されることとなったため2万3千円を計上。

52ページになります。歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の旅費は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響によりオンライン会議や書面開催となったことから、普通旅費21万4千円の減。

積立金は、財政調整基金積立金および基金利子の額が確定したため24万9千円を追加。

別紙の資料1になりますけども、これにより基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、表の下から3段目、国保財政調整基金の令和5年度末の基金保有見込額は6,254万1千円となる見込みであります。

52ページに戻りまして、2目、連合会負担金の負担金、補助及び交付金の北海道クラウド運用負担金は、ガバメントクラウドへの移行費用の積み立てが廃止されたことにより77万9千円を減額。

3項、1目、運営協議会費の旅費は、オンラインによる会議開催や書面開催となったことから、出張費用弁償4万4千円を減。

2款、1項、1目、療養給付費は、1月末時点での実績見込みにより1,313万3千円を減額。

53ページ、4項、1目、出産育児一時金は、出生数の減により250万円を減。

3款、国民健康保険事業納付金は、北海道に納める納付金額の確定により、1項、1目、

医療給付費分は90万7千円を減。

2項、1目、後期高齢者支援金等分は4万5千円を減。

54ページ、3項、1目、介護納付金分は3万2千円を減。

6款、1項、1目、特定健康診査等事業費の委託料は、特定健診の受診者数の減により、健康診査業務40万6千円を減。

2項、1目、保険事業総務費の委託料は、同じく特定健診の受診者数の減により14万円の減。

その下、8款、1項、3目、償還金の償還金、利子及び割引料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の保険料減免分に対する財政措置として交付されていた令和2年度分、令和3年度分のコロナ減免の超過交付分を返還するもので、国庫支出金等返還金37万3千円を計上。

令和4年度に交付されていた特定健診等にかかる負担金の超過分を返還するため、特定健康診査等負担金償還金33万5千円を計上。

以上、令和5年度国民健康保険特別会計の補正予算について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第5号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書55ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案書の55ページになります。

議案第5号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年度訓子府町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ89万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億279万9千円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等は、56ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。ご覧いただくこととし、その内容は57ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

57ページ、歳入になります。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、現在までの調定額の状況から、1目の年金からの差し引きである特別徴収保険料は26万5千円を追加。

2目の納付書または口座振替による普通徴収保険料は159万2千円を追加。

下段になります。

2款、1項、1目、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分の公費負担分の額が確定したことにより62万4千円を減。

2目、事務費繰入金は、令和4年度の精算に伴い、本年度の広域連合事務費納付金が確定したことにより33万4千円の減。

次に、58ページの歳出になります。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金の事務費納付金は、令和4年度の広域連合事務費納付金の精算に伴い33万4千円を減。

保険料等納付金は、後期高齢者医療保険料見込額と保険基盤安定負担金の確定により1

23万3千円を追加。

以上、令和5年度後期高齢者医療特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第6号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案は59ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案書の59ページになります。

議案第6号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ2,404万9千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億4,828万2千円とするものです。

第2項にありますように、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、60ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧いただくこととし、その内容は、61ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、61ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、1目、第1号被保険者保険料は、第7段階から第9段階の所得区分の被保険者数の増加や年度途中の資格取得、また、死亡および転出等により、特別徴収保険料は177万8千円を追加、普通徴収保険料は417万5千円を減。

2款、1項、1目、介護給付費負担金現年度分は、居宅介護サービス費や介護予防サービス等の保険給付費の見込額により、国の負担割合相当額の361万5千円を減。

2項、1目、調整交付金現年度分は介護給付費の減により384万6千円を減。

2目、地域支援事業、介護予防日常生活支援総合交付金、現年度分は地域支援事業に要する費用の減により33万3千円を減。

4目、保険者機能強化推進交付金は、交付金額の確定に伴い34万円を減。

62ページになります。

6目、介護保険事業費補助金は、令和6年4月介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に対する国の補助金80万円を計上。

3款、1項、1目、介護給付費交付金は、保険給付費、予防給付費の見込額により672万8千円を減。

2目、地域支援事業支援交付金は、地域支援事業に要する費用の減により36万円を減。

4款、1項、1目、介護給付費負担金は、居宅介護サービス費や介護予防サービス費等の保険給付費の見込額により、道の負担割合相当額の448万4千円を減。

63ページになります。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金は、地域支援事業に要する費用の減により16万7千円を減。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のための繰入金25万9千円を減。

2項、1目、一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、保険給付、予防給付に要する費用の町負担分ですが、給付実績見込額の減により311万5千円を減。

64ページ、2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、地域支援事業に要する費用の町負担分で、見込額の減により16万7千円を減。

4節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金は、事務費用として、令和6年4月の介護報酬改定に伴うシステム改修の町負担分168万円を計上。

認定調査費用の見込額の減により27万6千円の減額を合わせて140万4千円を追加。

5節、低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの保険料軽減にかかる国等の負担額、金額確定により44万2千円を減額。

65ページ、歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の委託料の介護保険システム改修業務は、令和6年4月からの介護保険制度改正に伴うシステム改修費を248万円を計上。

3項、2目、認定調査費の委託料の認定調査業務は、調査件数の減により27万6千円を減。

2款、1項、1目、居宅介護サービス給付費、負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費は、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者数の増により482万3千円を追加。

3目、地域密着型介護サービス給付費、負担金、補助及び交付金の地域密着型サービス給付費は、グループホーム等の利用者数の減により686万3千円を減。

5目、施設介護サービス給付費、負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設の利用者数の減により2,398万2千円を減。

66ページになります。

2項、1目、介護予防サービス給付費は、介護予防通所リハビリテーションや予防訪問看護、予防短期入所生活介護の利用者数の増により307万7千円を追加。

2款、6項、1目、特定入所者介護サービス給付費は、介護保険施設等を利用したときの食費や居住費について軽減するものですが、支給対象者数の減により197万5千円の減。

3款、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費は、決算見込みにより委託料のサービス計画作成業務25万2千円を減。

負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費は、通所介護の利用者数の減により108万1千円を減。

66ページから67ページにかけて、2項、1目、総合相談支援事業費は、その下にある3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、9目、任意事業費の減額により一般会計に繰り出している地域包括支援センター職員の人件費充当分として50万5千円を追加。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の役務費は、業務の都合により介護支援専門員の研修が受講できなかったことから手数料1万9千円および負担金、補助及び交付金の会議等負担金5万2千円をそれぞれ減額。

9目、任意事業費の役務費は、成年後見、町長申し立ての件数減により、通信運搬費8千円および手数料8万2千円の減額。

負担金、補助及び交付金は、介護用品購入費の減による家族介護用品購入費助成金14万4千円の減、成年後見制度利用支援事業補助金20万円の減。

その下、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金は、令和4年度の地域支援事業に対する交付金の償還金の減額分45万9千円を準備基金に積み立てるため追加。

これにより別紙資料1になりますが、基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思えます。表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和5年度末保有見込額は3,996万3千円となる見込みです。

以上、令和5年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第7号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書69ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書69ページになります。

議案第7号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ1,138万8千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億6,391万2千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額について、70ページの第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましても、71ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条の地方債の補正につきましても、同じく70ページの下段の表、第2表 地方債補正によることとしておりますが、変更内容につきましても、それぞれ事業の確定により借入限度額を変更するものです。

なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは、71ページの事項別明細書について説明いたします。

今回の補正につきましても、主に農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の需用費、執行見込額確定に伴う補正となります。

まず、歳入になります。

3款、1項、1目、国庫補助金348万8千円の減額につきましても、農業集落排水事業の事業費確定に伴います減額。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましても、需用費の確定に伴い、下水道債170万円、過疎債180万円、合わせて350万円の減額。

2目、個別排水処理施設整備事業債につきましても、事業費の確定により、下水道債280万円、過疎債160万円、合わせて440万円の減額となっております。

次に、72ページをお開きください。歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の19万5千円の減額につきましても、旅費を伴う会議がオンラインの会議になったことから不用額を減額するものです。

同じく2款、1項、農業集落排水管理費の626万8千円の減額につきましても、需用費の光熱水費では、燃料高騰による電力料金の値上げを見込んでおりましたが、実績に基づく不用額350万円の減額。

役務費では、汚泥発生量の減少により汚泥引抜き手数料で59万4千円の減額。

委託料で堆肥化処理量の減少により 70 万円の減額。

使用料及び賃借料の車両借上料では、汚泥堆肥化処理用の搬入量の減により 23 万 8 千円の減額。

工事請負費では、公共柵設置工事の執行残 73 万 6 千円の減額となっております。

同じく、2 目、個別排水管理費 60 万円の減額につきましては、委託料で浄化槽保守点検業務委託料の執行残となっております。

73 ページになります。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水事業の 697 万 5 千円の減額につきましては、工事請負費で、農業集落排水施設機器更新工事の事業費確定に伴う執行残 697 万 5 千円の減額となります。

同じく 2 目、個別排水処理施設整備事業費の 649 万 1 千円の減額につきましては、委託料で、本年度の浄化槽設置に関わる調査設計業務の執行残 86 万 8 千円の減額。

工事請負費で、個別排水処理浄化槽設置工事費の執行残 562 万 3 千円の減額となります。

その下の 4 款、1 項、1 目、予備費の 914 万 1 千円の追加につきましては、法適用移行により、令和 6 年 3 月 31 日付でこの特別会計を閉鎖するため、4 月分の支払いおよび移行後の企業会計開始時の運転資金とする一般会計繰入金に伴い、歳入歳出同額とするための調整額となります。

次に、74 ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、今回の補正に伴いまして、右側の下から 3 行目にありますように、令和 5 年度末現在高見込額は 6 億 8,156 万 8 千円となります。

また、別冊の資料 3 で、今回の補正に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和 5 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） ここで昼食のため休憩といたします。

午後は 1 時から行いますので、参集を願います。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第 8 号 令和 5 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 75 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書 75 ページをお開きください。

議案第 8 号 令和 5 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条では、令和5年度訓子府町の水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおり定めることとし、第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款、水道事業費用では、第1項、営業費用1,264万9千円減額、第2項、営業外費用18万4千円減額、水道事業費用の総額を1億5,212万1千円とするものです。

次に、第3条では、水道事業会計予算の第4条の収入不足補填額である本文括弧書き中の3,460万5千円を3,316万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款、資本的収入では、第1項、企業債を720万円減額。

第2項、補助金を53万2千円減額。

第3項、保証金を140万9千円減額し、資本的収入の総額を1億6,424万3千円とするものです。

支出の第1款、資本的支出では、第1項、建設改良費を1,057万9千円減額。

資本的支出の総額を1億9,741万円とするものです。

次のページ、第4条では、水道事業会計予算の第5条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおりあらため、限度額の総額を1億1,640万円とするもので、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入で利率も5%以内であります。

第5条では、水道事業会計予算の第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給料費を24万6千円追加し、2,924万1千円とするものです。

77ページになります。

水道事業会計予算実施計画になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですが、内容の説明をさせていただきます。

通常の執行残による減額の部分については、説明を省略させていただく部分もありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

(1) 収益的収入及び支出、支出ですが、1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、実績および精算に伴う執行残413万7千円の減額となります。

その主な内容につきましては、委託料43万円の減額につきましては、水利権更新業務の入札執行残、手数料120万円の減額につきましては、入札の執行残および臨時検査の実施がなかったことによる減額。動力費100万円の減額は、燃料高騰による電力料金の増額を見込んでおりましたが、実績に基づく不要額の減額となります。

2目、配水及び給水費につきましても、実績および精算に伴う執行残875万8千円の減額となります。

主なものとしまして、修繕費では、今年の修繕実績により検満メーター設備整備および施設機器等の修繕の不用額を114万8千円減額、材料費で684万7千円の減額は、検満用水道メーター機の購入の入札の結果、購入単価が安価となったことから、施設等補修資材等の実績に伴う需要額の減額となっております。

3目の総係費では24万6千円の追加です。

給料改定や、賞与支給率の改定により、手当、賞与引当金、繰入額が不足することから24万6千円の追加となっております。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息では、一時借入金を起こさなかったことにより、一時借入金利息18万4千円を減額するものです。

次のページ、78ページ。

(2) 資本的収入及び支出、収入につきましては、第1款、第1項、1目、建設改良等に当てるための企業債で、事業費の確定に伴い、企業債借入額を補正するものです。基幹管路更新事業で100万円の減額、老朽管更新事業費90万円の追加、機器更新事業で120万円の減額、道路改良支障物件移設事業で590万円の減額、合わせまして720万円の減額をするものです。

次の2項、2目、国庫補助金では、基幹管路更新事業の今年度事業費確定に伴い53万2千円を減額するものです。

3項、1目、補償金では、北海道からの各工事に対する補償費を工事確定に伴い補正するもので、道道北見置戸線支障物件移設事業で2万1千円の追加、山林川地区支障物件移設事業では、道の施工延長短縮による今年度、支障となる部分がなかったことから、全額の143万円を減額、合わせまして140万9千円を減額するものです。

次に支出になります。

1款、1項、1目、施設整備費では、補助事業に伴う事務費の執行残となっており、全体で196万9千円の減額、2目、施設改良費では、施設改良に関わる工事費の確定に伴い補正するものです。内容につきましては、老朽管更新工事で、増減合わせまして88万3千円の追加、機器更新工事で、入札執行残として128万8千円の減額、道路改良支障物件移設事業では742万4千円の減額、合わせまして782万9千円を減額するものです。

3目、固定資産購入費では、水道メーター機の購入で入札の結果、単価が安価になったことから、執行残78万1千円を減額するものです。

次に、79ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの1会計期間の現金の流れを見るための報告書ですが、今回の補正に伴いまして、補正前と比べI業務活動の当年度純利益で1,111万5千円増加の1,385万円、4段目の引当金で9万1千円の増加の15万8千円。

II投資活動では、有形固定資産の取得による支出が961万7千円減少のマイナス1億3,298万6千円、国庫補助金等の収入では176万5千円減少の2,688万3千円。

III財務活動では、建設改良等の財源に充てるための企業債の収入で720万円減少の1億1,640万円となり、IV資金増加額は1,185万8千円増加の1,816万8千円。

VI資金期末残高は6億2,791万9千円の予定となっております。

次に、80ページ、給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しており、今回の補正に伴います手当の明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、その説明は省略させていただきます。

また、別冊配布の資料4では、今回の補正に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、こちらについても後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人2回まで質疑をすることを許します。

最初に議案第3号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。私からはまず、ページが28ページの6款、1項、3目、農業振興費の一番上段のところの北海道環境保全型農業直接支援対策事業の旅費のことでご質問したいと思います。

後ほどもありますが、この旅費の関係については、オンライン会議で直接会議に行かないでオンライン会議で終わったという理解なんです、その中で質問したいことが4項目ございます。

まず一つ目が、どこの場所で開催する予定の会議であったのか。

そして、そこに出席する職員の人数と、それと日程、日帰りなのか、1泊2日だったのか。

そして、3点目に、オンラインの出席については、全員がオンライン出席する案内だったのか、それとも選択制で直接出席してもよかったしオンラインでも出席できるよという、両方選択できたのかどうか。

それと4点目に、その会議の全体の出席規模、例えば10人、20人規模だったのか、50人規模だったのか100人規模だったのか、200人以上の規模だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、大野議員から質問ありました6款、1項、3目、北海道環境保全型農業直接支援対策事業の旅費の部分でございます。

こちらちょっと4点の説明をお答えする前に、国からこの事業を推進するために事務費ということで100%で定額で交付される事務費となっております。予算を立てる11月にこの事業に関して旅費が見れるのかとか、事務費が見れるのかとかいう確認をした上で、当初の予算計上でこれをやっているということでもあります。だから、こちらの7万8千円につきましては、ちょうど一昨年の11月ぐらいに、7万8千円を計上しているわけですが、令和5年度になったときに、この部分で対面の開催は行わない。オンラインによる開催を予定しておりますということで、旅費の7万8千円が事務費としては見れないことになりまして、今回の3月で落としているということになっております。

実際にこの事業は、法律に規定されておまして、5年に1回、対策が大きく見直されるということで、4年から5年にかけては、大きな見直しはございませんでした。なので議員ご指摘のオンライン会議というのは、今年度開催されておられません。ただし、通常どういった規模で開催されるのかということも4点、沿って回答してまいります。

一つ目は、必ず札幌市で全道一円という形でこの補助事業の担当者説明会議ということが行われます。この7万8千円の根拠として、それについては、職員2名で出席をして、

札幌の1泊2日分の旅費2名分ということで計上を考えておりました。オンラインの場合は、全員オンラインで参加することということで、以前はされておりますけども、この事業はなかったんですけど、この頃の会議はどちらでもいいよというような選択制とかが一般的なものであります。

最後の全体の出席規模はということで、全道全ての自治体がこの事業をやっておるわけじゃありませんので、推測ですけども、大体100名程度の規模かと思われまます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 議案第3号の質疑、ほかにございませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。6ページ、歳入の第13款、使用料及び負担金、第1項、使用料、6目の土木使用料の中の説明にあります特定公共賃貸住宅使用△95万2千円、それと定住促進住宅使用料△176万3千円について内容を教えていただきたい。

また、予算から比べるとかなりの減額になっておりますので、どこが退去されたのか教えていただきたい。2点目ですね。

3点目、それぞれ管理戸数が建物自体でありますと特定公共人賃貸住宅44戸、それから定住促進住宅22戸です。20戸ですか。その部分で、当初予算で戸数が減って予算化されてます。なので、空き家を含んだ戸数なのか、その点を教えていただきたい。

次、12ページの歳入の17款、寄付金、第1項、寄付金、2目、総務費寄付金の説明のふるさとおもいやり寄付金、△で1,635万3千円の減額になってます。おおよそ3割でございます。今後、今年もそうですけども、今後の事業に影響あるのかどうか説明をお願いしたい。

次に18ページ、関連するんですけども、18ページの歳出の第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、企画費の説明欄のふるさとおもいやり寄付推進事業の報償費、寄付者謝礼ということで△の579万円の減額になってます。多分わかると思うんですけど何の部分が一番、物が出ていってないのか、また町内業者さんですので、約580万の減額というのはかなり出品している人にとっては影響が出るんじゃないかなということで、何か方策はとっているのかどうか。その18ページ2点についてお願いします。

○議長（山田日出夫君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 今、ご質問ありました6ページ、13款、1項、6目、土木使用料、特定公共賃貸住宅使用料および定住促進住宅使用料の減額が多かったという理由ですけれども、こちらにつきましては、当初、毎年10月末時点で入居されている戸数に基づいて収入額を算定しているところがございますけれども、今回補正するにあたりまして、退去者が多くて、特定公共賃貸住宅においては10件ほど空き家がございました。定住促進住宅につきましても、4戸空いており、さらに3戸ほど退去の見込みがあったということで、減額しているところがございます。予算の算定において、空き家を家賃の収入に見込んであるかということですが、例えば公営住宅については、240戸管理しているところですが、算定にあたっては、当時の入居戸数で197戸で算定しているということで、空き家に関しては収入見込みとしては含んでいないで予算を計上しているところがございます。

○議長（山田日出夫君） 企画財政課長。

予算の内容に直接関わっていないような質問もありましたけども、この予算と絡めて答弁をお願いします。

○企画財政課長（篠田康行君） まず、歳入の12ページ、17款、1項、2目の総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金の関係で1,635万3千円の減ということで、今後の影響がどう出てくるのかというご質問でしたけれども、今回下がった主な要因としては、10月からの制度改正によって経費の5割超えないようにというルールが厳密化されたことから寄付額の少し調整をして、全国的に上がるということで、駆け込み需要が9月までにあったということでした。

結果的に、うちの町についても同じような現象が起きたんですけれども、主な寄付金の入りの部分の中身を見ますと、農産物が多かったものですから、これからというときにその駆け込み需要が出てしまったのではないかと。それが影響したんだというふうに分析しております。

来年度以降なんですけれども、その駆け込み需要がいったん終わったので、また元の状態にリセットされますから、その部分が通常どおりにまた戻るのではないかとという期待をさせていただきます。

続いて、18ページの歳出の2款、1項、8目、企画費の事業区分で言いますとふるさとおもいやり寄付金の報酬費の部分で579万円の減ということで、出ていない寄付の品目と申しますと、きちんと精査したわけではないんですけど、先ほど申したとおり農産物のあたりが影響大きく出てるのではないかなと思われまして。

それで今後の影響なんですけども、農産物ということで、加工品と違ってなかなか保存がきかない部分もありますので、その辺がちょっと心配をしておりました。それで出展業者の方とちょっとご本人からもいろいろ相談がありまして、その寄付額を下げても、自分の返礼品の実入りの部分を下げてもいいから、寄付の額を下げても売りたい。出店したいということで、対応させていただいております。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ございますか。

北川議員。

○11番（北川克良君） 11番、北川です。18ページの第2款、第7目、住民安全対策費の18節、日本赤十字社訓子府町分区負担金の減額の意味を知りたい。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書18ページ、2款、1項、7目、住民安全対策費の危機管理対策事業の日本赤十字社訓子府町分区負担金の中身でございますけれども、こちらについては、AEDを更新するに当たりまして、日本赤十字社に一括に発注しますと安価で購入できるというから、日本赤十字社で一括で購入していただいて、本町で今回は10台更新しているんですけれども、そちらの方の負担金という形で支払ってAEDを購入しているものでございます。

これにつきましては、6万9000円につきましては、庁舎のAEDの購入の経費でございます。当初15万8千円で予算を計上していたんですけれども、1台当たり8万9千円購入できたということで、6万9千円を減額というような状況になっています。

○議長（山田日出夫君） ご質問ございますか。

泉議員。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。32ページの8款、3項、2目、道路維持費の町道維持管理事業の修繕料100万円なんですけれども、その主な補修箇所といつ施工するのかをお願いします。

それともう1点、33ページの8款、5項、1目、公園費、レクリエーション公園維持管理事業の報酬のところ、101万3千円が減額になっているんですけれども、公園作業員を確保できなかったっていうふうには聞こえたんですけども、本来やるべき作業はできなかったのか、それとも代わりに誰かがやったのかを教えてください。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今、泉委員から質問ございました。32ページになります。8款、3項、2目、道路維持費の中の町道維持管理事業の100万円の増額分の内容でございます。

こちらに関しましては100万円ほとんど、ほとんどというか100万円なんですけど、こちらは舗装の補修です。こちらの方、春先から委託している業者、こちらの方増額させていただいて、補修の方はもう実際行っております。ただ、近年なんですけども、春先寒暖差が大きかったりしまして舗装がぼつと掘れていて、めくれて穴が開くような、そんな状況のことが結構かなり多かったです、マンホール周りの雪、除雪に支障がありますので、そこら辺はかなり春から多かったということもありまして、そちらの方は補正で対応して、先に除雪前に直しているというような状況でございます。

続きまして33ページになりますけども、8款、5項、1目、公園費の中のレクリエーション公園維持管理事業の報酬でございます。以前から4名体制でやっておりました。ただ、今、公園作業員さん4名いらっしゃいますけども、70代ですとかの高齢になってきてます。ということで一昨年から5名体制にしたいという形で予算も上げさせていただけるような状況でございます。ただ、実際、随時募集、年間かけてやっているんですけども、ハローワークとかにも頼んでいるんですが、なかなかもう1人増えてくる新規の方がいらっしゃらないということで、今回4名体制でやっています。ただ作業的にはあのやり残したことがあるとか、そういうこともなく、元々4名でやっていますので、こちらの方は頑張ってもらっている状況でございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかに質疑ございますか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。22ページ、負担金、補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、その下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、どちらもありますけども町単独分。予定人数とか最初の見積もり等を出した人数は、元から聞いておりますので分かるんですが、申請が620件中560名、もう一つ170人中139件というお話がありましたけども、対象者は元々減ったのか、それとも申請をされなかった人がいるのか、そちらを教えてくださいと思います。

それから、同じようなことなんですけど、24ページの3款、2項、1目の児童福祉総務費の中の子育て世帯生活支援等給付金も、これも35名中24名、同じように対象者がいなくなって減ったのか、申請されなかったのか、それをあわせてお聞きしたいと思います。

それから、31ページ、農林水産業費の林業振興費の中の一番上ですけども、有害鳥獣駆除事業ということで、エゾシカ等の処理事業もありますけども、業者の方に搬入されて減ったという話がありました。その業者というのは、どれぐらいその業者に、何頭ぐらいというか、その量というか、金額なんですけど、金額が出てるからあれなんですけども、町内業者なのか町外業者なのか、そういうのが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 22ページ、住民税課税世帯等臨時特別給付金事業220万8千円減の理由、対象になっても申告してるかとか、全員支給してるかということだったんですけども、まず、見込み立てたときには、おおよその人数なんで、その分で少なくなっている部分はあります。

それから、今この部分でいくと、家計急変世帯といって、途中で収入が下がったり、特別な事情がある場合には、課税でも支給されますということだったんですけど、その部分を見込んでたんですけども、実際にはなかったということでございます。

それと24ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業55万円の減の理由ですけども、これ児童手当の支給対象者で非課税ということでなんですけども、こちらも予算のときには、人数、予想で出してたんですけども、実際の非課税の対象になった方は、24人だったということでございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 31ページ、6款、2項、2目、林業振興費のエゾシカ等残滓^{ざんし}処理業務のお尋ねについてお答えします。

こちらについては、まず、この残滓処理というのが、運搬代と処理費で2本立てになってまして、1頭当たりの単価が、運搬が4,400円です。残滓処理が5,500円、合わせて9,900円、1頭当たり処理にかかっています。

お尋ねのあった処理頭数が減ったということで、まず今年シカを捕獲した実績の数字を申し上げますと203頭います。203頭捕獲しました。そのうち、この残滓処理で搬送した部分が135頭です。135頭は湧別町の広域で処理しているところに搬送されていると。その経費が減ったということが補正の提案理由です。

ただしそれとは別に、違う業者に行ったため減ったというような説明もあせてしておりますけども、それは町内の食肉加工業者に行った部分でありまして、単純に203頭から135頭の差の部分は、そちらの業者に行ったということになっております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ございませんか。

渡邊議員。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。19ページ、2款、2項、2目、賦課徴収費のシステム改修業務のところなんですけれども、説明の中で定額減税の国の事業のところということだったんですけども、ただ全額、一般財源から出ていたので、ここが一応国の事業ですけど今後も一般財源のまま、もう3月ですけど、このまま一般財源のまま走る見込みなのか、今後国の動きとか見守ってるところなのか、お伺いしたいです。

もう1点、24ページ、3款、2項、1目の子ども医療費助成事業のところ、受診が増えたというところでしたけれども、8月から高校生の医療費の助成の拡大始まって、そのあたりで全体的に増えたのか、それとも高校生が無料化のこともあって見込みよりも受診を促されて増えたのか。そのあたりもし分析あれば教えてください。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、19ページ、2款、2項、2目、賦課徴収費の中のシステム改修業務95万7千円につきまして、全額一般財源での支出というところなんですけれども、国からの補助はないのか、今後出てくるのかというご質問でした。

確かにこちらの事業につきましては、国の事業ですので、補助の対象にはなるんですけども、他のさまざまなそういった地方創生臨時交付金の対象となるような事業がございまして、そちらに割り振るという形で、たまたま財源の調整の中で、こちらの事業には、補助が当てられていないというような状況となっております。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 24ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費の子ども医療費の助成事業の増額の中で、医療費が高校生、昨年8月から高校生の医療費の無料化もしているんですけども、その影響もあるのかというご質問だったかと思いますが、全体的にインフルエンザとかコロナウイルスの感染が広がったということもあると思いますが、細かく中身を見ていくと未就学児の入通院と小学生の入院分については予算上特に大きな足りないことはなかったんですけども、高校生の分につきましては、元々予算が計上が少なかったということで、不足分を見ると高校生の入通院分の医療費が35万5千円の不足ということで、この中でも大きな影響を与えてるかと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ございますか。

吉野議員。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。25ページ、4款、1項、1目の保健衛生総務費の中で、特定不妊治療費の助成が当初の予想が6件で実際は10件で14万1千円の増額となっておりますけれども、この10件は全員不妊治療費の方であり、不育症の治療費ではない。全員が不妊症の治療費だという認識でよろしいですか。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） ただいまの特定不妊治療につきましては、全てが特定不妊治療費で不育症に関しては過去これまでに1件もなく、扱っているっていうか、治療のできる医療機関が本当に少ないというのもあるし、なかなかその辺は原因が分からないんですけども、そういう事例がない状況にあります。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ございますか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。第6款、農林水産業費の林業費の2目の31ページですね、負担金、補助及び交付金の中の鳥獣被害防止対策協議会負担金32万8千円の減額となっておりますが、これ新規がいなかったためということの説明でありました。これ新規というのは、ライセンスを取得する者がいなかったのか、登録する者がいなかったのかをお聞きしたいと思います。

それともう1点、38ページ、教育費のこども園費、1目のこども園運営事業で730万5千円の減額となっておりますが、単純にこれは相対して支援員ならびに補助員の減額なのか、減った数なのか、相対してこれだけの金額になるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 31ページ、6款、2項、2目、林業振興費の鳥獣被害防止対策協議会負担金、この部分なんですけども、最初の説明のときに新規狩猟免許取得者がいなかったことによるというような説明をしました。それをもって32万8千円の不用額ということになっておりますけども、ちょっと他にも原因がありました。西森議員おっしゃるとおり新たに狩猟免許を取得して猟銃の免許を取るという方はいらっしゃいませんでした。その認識で間違いありませんけども、この32万8千円の中には、わな猟をくりわなとかのわな猟の免許の取得の助成で1人分とかという部分を見ておまして、あと箱わなを使って猟をされるために箱わなの助成代、その部分、三つの項目について予算措置をしておまして、いずれも5年度については、それがなかったというようなことになっております。

○議長（山田日出夫君） 子ども未来課長

○子ども未来課長（伊原こずえ君） 38ページの10款、教育費、4項、こども園費のこども園事業の相対的に減った理由が支援員の分なのかということでしたが、報酬については支援員の退職や保育教諭の1名欠員補充したことにより、代替さんの分が必要なかったことによる減額になります。

次に、共済費については、共済費の負担額が当初より変更になった分で減額になったものであります。

委託料については、職員の健康診断の分になりますが、その分の人数の確定による減になります。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ご質問ありませんか。

余湖議員。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけお願いします。27ページ、農林水産業費、1項、農業費の3節、農業振興費のくんねっぷメロン作付事業費補助金25万2千円が使われないということなんですけども、維持事業については、種とかミツバチの関係だったのかな。これは、どれぐらいが使われない、金額は分かるんですけど全体の中でどれぐらい使われないかったのか、どちらがどれぐらいとか分かるんでしたらお願いします。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 27ページ、6款、1項、3目、農業振興費のくんねっぷメロン作付維持事業費補助金25万2千円の減額の理由としましては、この事業で元々メロン振興会に対する補助で、3本柱で助成を考えておりました。当初で予算計上させていただいた金額は91万円でございます。三つの事業といいますと、夏に皆さま方にくんねっぷメロンということでチラシを作成して配布しましたチラシの作成代が1本。種子代の助成が一つ、もう一つ、最後の柱が花粉交配用のミツバチ支援ということになっており

ます。こちらで増減が大きかったものは、PRチラシの部分です。PRチラシが20万円かかって、PRチラシの20万というのは、見積もりと同じ金額で予算額どおりでしたけども、種子代支援と花粉用交配ミツバチ支援というものは、トータルの作付けという部分が1万5千坪というようなことで予定しておって、それがあ程度の見込みというような面積になってましたけども、実際には1万286坪の実績になりまして、そういった実績の開きがあって、種子代の助成金額の部分が差額で25万2千円、残額として残ることになってございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございますか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。2回目の質問をさせていただきます。1回目の回答で不足分について質問を詳細にさせていただきます。

6ページの特定公共賃貸住宅使用料と定住促進住宅の使用料の減額の中身でありますけれども、3番目に質問した内容であります。建設当時については、特定公共賃貸住宅44戸、内訳は末広8戸、メゾン銀河12、メゾン100が12、メゾン2000が12戸で44戸、定住促進住宅22戸、東幸町12戸、タウンコート8戸、日出2戸の22戸です。私が質問したのは、この中で政策空家はあるのかという質問ですので、よろしくお願ひします。

次、20ページの歳出、第2款、総務費、第2項、戸籍住民基本台帳費、第1目、住民基本台帳費、説明欄の委託費、システム改修業務470万円の増額であります。一部戸籍の附票の改修ということでもありますけども、現在、戸籍の附票を出しております。その改修によって戸籍の附票はどういうふうになるか教えていただきたいと思ひます。

次に、31ページ、歳出、第7款、商工費、第1項、商工費、第2目、商工活動費、説明欄、負担金、補助及び交付金、商工費活動補助金の178万2千円の減額の内容について教えていただきたい。

2点ほど説明がありました。ポイント事業の縮小、それと人件費ということで、それぞれの減額の費用を教えてください。

それから、金額が今の段階では分かりませんのでポイント事業は縮小することによって、初期の目的が達成されるのか、要するに、当初考えてた参加戸数と今後縮小することによって参加戸数がどのぐらいになるか教えてください。

次、32ページ、歳出の8款、土木費、第3項、道路橋りょう費、第3目、橋りょう維持費、説明欄の委託料、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務、6月の補正で1千万円の計上がありました。減額について半分以上の減額であります。内容について、当初考えていた内容と今回減額の計画を作成した中身を教えてください。

次、41ページの13款、給与費、第1項、給与費、第1目、給与費、説明欄の恩給及び退職金について、当初7,966万4千円から今回3,116万7千円減額となっているがその内容を教えてください。

それから、二つ目でもありますけども、今回給与費の増減、減額がありません。それは11月の職員の人事勧告によって予算内に収まるということですが、予算的に同額だったのか、その内容を教えてください。

それから3点目、すいません、全体的な話、一括で質問させていただきたいと思います。

報酬費減額がそれぞれ科目ごとにやっております。会計年度職員、職員は先ほど言いましたとおり11月の人事院勧告によって増額がされております。8月の国の人事院勧告によって、私が理解する限りでは、会計年度任用職員についても人事院勧告が遡及して行うような指示ではなかったかというふうに思っております。ですので、今回それぞれ減額になってますけど、それが含んでいるのか、含んでないのであれば、回答できるのであれば、回答を願いたい。

○議長（山田日出夫君） 村口議員、今最後の質問ですけども、ページで例示できませんか。

○6番（村口鉄哉君） 38ページの説明の、よろしいですか、給与費、こども園、それから説明のこども園の運営事業の報酬の△が会計年度任用職員、二つ書いてます。その部分で説明をお願いします。

○議長（山田日出夫君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 6ページ、13款、1項、6目、土木使用料、特定公共賃貸住宅と定住促進住宅の使用料、こちらについて政策空家があるかどうかといったご質問でしたけれども、特公賃、そして定住促進住宅においては、入居の予定をしていない政策空家についてはありません。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） 20ページ、2款、3項、1目の戸籍住民基本台帳費の中の委託料、システム改修業務につきまして、戸籍の附票のシステムを改修することにより、どのようなところが変わるかというご質問がありました。

まず、このシステム改修業務につきましては、国の行政のデジタル化の推進のための法律改正に伴いまして、三つの変更があります。一つ目が、戸籍情報、二つ目が、戸籍の附票、三つ目が、住民票、この三つの情報の氏名にふりがなを振るという改正となります。よりまして、今回477万円の増額となっておりますけれども、そのうちの一つ、戸籍の附票につきましてもふりがなを振るような改修が行われますので、変わる点といえば、ふりがな増えるというようなところがございます。

○議長（山田日出夫君） 地域創生室長。

○地域創生室長（鈴木 淳君） 議案31ページになります。7款、1項、2目、商工業振興対策一般事業の中の負担金、補助及び交付金の商工会活動費補助金の減額の内容、中身ということでご質問がございました。

減額の中身なんですけれども、商工会の職員人件費、商工会の職員が途中で辞めたことに伴いまして、当初117万3千円の補助を見込んでいたところ34万1千円に減額して83万2千円の減額という部分と、それとポイントシステム、新たに導入しようとしているポイントシステムについては、当初300万円の補助を予定しておりましたが、こちらについては、55台の機械を当初導入すると、参加事業者が一番多いのが55ということで、最大値で見えていたんですけれども、こちらは規模を縮小すると、そこまで参加しない業者がいるということで、35台に減らしまして、205万円という見積もりになりました。95万円の減額ということになります。これが中身になりますけれども、この予算計

上した段階においては、規模縮小ということでございましたけれども、その後、商工会の方から、あらためて事業者を回ったところ参加される事業者が少ないということで、今回はこの事業自体を見送るということで、ご回答はありました。ですので、実際この部分については300万円がゼロになるという部分でございますけれども、こちらについては決算の中で不用額として残りは取り扱いたいというふうに思っております。今後については商工会とも話をしていきながら、新たな効果的なポイント制度があれば、町としても補助していくというような検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 32ページとなります。8款、土木費の中の3項、3目、橋りょう維持費の中の橋りょう長寿命化修繕計画の策定業務、当初1000万・・・

○議長（山田日出夫君） ちょっと答弁調整があるようなので、暫時休憩します。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時 7分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 申し訳ございません。議案の訂正がございます。

ページ、32ページの8款、3項、3目、事業区分、橋りょう維持管理事業につきまして、この説明欄の中の委託料で、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務の523万7千円とその下の橋りょう長寿命化修繕計画、橋りょう詳細設計業務81万5千円ですけれども、この数字がひっくり返して逆になっておりまして、正確には橋りょう長寿命化修繕計画策定業務がマイナスの81万5千円、橋りょう長寿命化修繕計画、橋りょう詳細設計業務がマイナスの523万7千円というのが正確な数字でございます。後ほど、この議案については訂正し、差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、大変申し訳ございません。

○議長（山田日出夫君） 建設課長、答弁をお願いします。

○建設課長（荒沢直樹君） 先ほど村口議員からありましたとおり32ページ、8款、3項、3目、橋りょう維持管理事業の委託料になりますけれども、申し訳ございません81万5千円ですので、当初1千万円ありまして、執行残として、入札額が910万ちょっとになりますので、約9割ちょっとですので、そこまで下がってないということでご理解いただければと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（山田日出夫君） 村口議員にお尋ねしますけれども、数字が反転してたということで、下の設計業務の三角の答弁を求めませんか。求めたかったんじゃないですか。いいですか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 順番でちょっと答えさせていただきます。まず、41ページのご質問のありました13款、1項、1目、給与費の恩給及び退職年金、退職手当組合負担金の3、116万7千円の減額の中身でございます。退職手当組合の方から、今年度、定年延長によりまして職員の定年延長者が2年にいっぺんとなりますことから、退職手当

の負担金の率を下げたいということでの打診がございましての減額でございます。利率につきましては、0.165から0.0975に下がりました。ですので、6割程度の負担金というような計算となりました。

続きまして、秋の給与改定の方で給料表が上がったりですとか、手当の部分が上がってということで、給与費全体の増額、予算は足りるのかというような中身でございました。確かに給与費全体では上がるんですけども、昨年の予算策定時から退職者が2名、それと育児休業の処分が出てきましたので、給与費全体で少し余裕が出まして、年度末までの給与費と手当の積算をしましたところ現有予算で足りるということから、今回補正は上げていない状況でございます。

最後でございます。全体な会計年度の任用職員で、昨年の給与改定のものが遡及して今回出されているのかというような内容だったかと思うんですけども、会計年度任用職員につきましては、本町では、雇用される年度の4月から3月まで給与と待遇は一切変わらないという約束で、人事院勧告で上がっても下がっても1年間の待遇は変えないよということで最初から制度設計をしておりますので、本町におきましては、会計年度任用職員の給与については遡及はされていない状況でございます。ですので、今回、条例改正を提案させていただいてるんですけども、その中で昨年秋の本町の給与改定等に伴った改正を今回あげさせていただいて、令和6年度で対象となるというようなこととなりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 議案第3号の質疑はございますか。

建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 先ほど、6ページの13款、1項、6目の使用料の関係のご質問ありました。その中で政策空家はあるかといったご質問に対して私の方で政策空家はないというお答えをいたしましたけれども、一般募集をかけてないで1件確保しているところがございます。それは東幸町の定住促進住宅1戸、こちらは津野町との人事交流で職員が入居するために空けている住居が1戸ございまして、そこは一般を募集かけてないということで訂正させていただきます。

失礼します。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。2回目なのでこれ最後だと思います。先ほどの答弁いただきました22ページの負担金の部分ですけども、いろいろ見込みが減ったというのは最初からそういうふうが多めに取ってるという話を聞いてたから分かるんですけども、対象者の確定した時点での申請がなかった人数はいたのか。私はいないよという人が多分いたのか分かんないですけど、100%その対象者に対しての100%、それを分かればいただきたいと思っております。

それから38ページ、こども園費の中の委託料で、清掃管理業務、マイナス35万4千円ありますが、以前にコロナ対策でいろいろ消毒とかするのに、それが清掃に入ったか分からないんですけども、そういうのはいまだに行われているのか、それに対してのマイナスなのか、なくなったマイナスなのか、それを含めてちょっとお知らせいただきたいと思っております。

あとその下の教育費の社会教育費の委託料、放課後児童支援活動業務ということで、みつばちクラブの回数が減ったのかという説明がありましたけども、みつばちクラブ、元々どのような形で減ったのかとか、先生がいないとか子どもがいないとかというのもあると思うんですけども、回数がどれくらい減ったのかもあわせてお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 22ページの負担金、補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の最終的な対象者がどうだったのかということですけども、これに関しては非課税者が対象ですけども、扶養の要件ございまして、非課税であっても、課税者の扶養になってれば、対象外ですということですので、そこは申請がきたりとかしないとそこまではこちらで調べられませんので、それで申請が来てない人もいますかと思えます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（伊原こずえ君） 38ページのこども園費の委託料の清掃管理業務についてですが、議員言われてたとおり昨年度まではコロナ対策として消毒を実施していましたが、今年度から2類から5類に変更になったことにコロナ対策の特別措置清掃を実施しなかった分の減額になります。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） それでは、議案38ページ、中ほどより下になります。10款、教育費、5項、社会教育費のところ。社会教育総務費の委託料なんですけれども、放課後児童支援活動業務ということで50万の減となっておりますが、これは議員おっしゃられるとおりみつばちクラブの中での委託料の減となります。みつばちクラブにつきましては、今、指導員1名、これまで指導員1名を教育委員会の委託事業として派遣というんですか、委託するというところで実施していたんですけども、みつばちクラブの運営が資金面でも難しくなったということで、指導員2名を町で負担しているというところがまず状況でございます。それで時間につきましては、実施の時間ですけども、子どもたちの放課後から18時30分、夕方の6時30分まで実施しておりますが、参加者が例えば少ない場合は、終了時間を少し早めてということもございまして。それから、実施期間については、通年ということでは実施しているんですけども、平日に加えまして、長期休業のとき、夏休み、冬休みの方にも実施はしているんですけども、特にお盆ですとか正月に近いお休みのとき、子どもたちが集まる機会のときもあるんですけども、そのとき特に少ないということで実施しないということもございまして。それらが積み重なっての50万残ということになります。みつばちクラブにつきましては、特に多いときですと14人ぐらい集まりますし、少なければ2人ということで、2人ぐらいだったらもうやめようかっていう話も出ております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

ここで2時半まで休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。議案書48ページです。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。私からは2点、項目は3点になりますが質問したいと思います。

52ページ、歳出の方の1款、1項、1目、一般管理費の普通旅費21万4千円減の中身ですが、先ほど農林商工課長から答えてもらった質問内容の4点の質問をしたいと思います。

まずは、どこで開催する予定の会議であったか。

2点目、職員の参加人数予定と出席の日程、日帰りか1泊2日か。

三つ目に、オンラインの出席は全員対象なのか、直接出席してもよかった、選択の幅があったのか。

4番目に、その会議の全体出席人数の規模はどのぐらいの大きさの規模だったのか。

それと同じく52ページの1款、3項、1目の運営協議会費の、これも旅費、費用弁償ですか費用弁償4万4千円、これは運営委員さんの分だと思うんですけども、これもオンライン会議ってちょっと私メモしてたんですけど間違っていなければ、同じような内容でのご回答いただきたい。

それと最後に、一番下の表の2款、1項、1目、療養給付費の負担金、療養給付費1,313万3千円の減となったということで、これは実績による減という解説でしたが、もし詳しく、例えば1人当たりの医療給付費が減ったからとか、全体的な件数が減ったからとか、ようすが分かれば、概要でいいですので、教えていただきたい。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 52ページの1款、1項、1目の旅費、普通旅費ですけども21万4千円減の内訳というかですけども、まず、札幌の講習会なり研修会が五つございました。それ全てがオンラインまたは書面会議ということで、書面会議といっても後で資料送られてきたりということがございます。全て札幌で開催されるはずだったもので、5件のうちの4件が職員1人で1泊2日で行く会議です。残りの1件が2泊3日で職員1人が行く会議です。5件のうちの4件がオンラインまたは書面ですけども、全道規模の会議ですので正確な人数までは分かりませんが、全道の担当者が集まって研修を受けるということなんで、100人以上の方が対象だったかとは思いますが。

それから残り1件の分なんですけど、これはシステムの新任者向けの研修会がございまして、新任となると対象者または少なくなるんで、実際何人ということまでは分かりませんが、全道の新任者ということで、先ほどのよりは少ない人数が対象だったかと思えます。

それから、1款、3項、1目の運営協議会費の旅費、出張費用弁償ですけども、これについては、管内の部分もありますけども、主に札幌で開催される運営委員長が行ってもらう会議なんですけども、それについては、オンラインの開催で、役場に来ていただいて、パソコンモニターつないでもらって研修を受けてもらったということでございます。

それから、2款、1項、1目、療養給付費ですけど、ごめんなさい業務監答えますので。
○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 細かな1人当たりのとかそういう金額は出てないんですけども、この見込みのときの算出根拠とかのところでご説明させていただきたいと思います。

4月から1月までの支出額が3億9,235万159円を9か月で割りまして、ひと月あたりの金額を算出しました。それに今後の伸び率を月額1.8倍として算出して見込額が4億3,086万7千円で、その分の残が1,313万3千円減額となっております。

○議長（山田日出夫君） 大野議員。

○9番（大野良弘君） それでは、再質問を1回だけさせていただきます。

今説明のあった一番最初の方のオンライン会議、それと2回目の運営委員長の出席するオンライン会議ということで、現地に多くの人たちが集まらなくてもインターネットを通じた、これWeb会議といたらいいのか、どういう形で通信でやってるのかちょっと分からないんですけども、そういう講習であったりとか研修であったりは効果があるというふうに理解してよろしいものかどうか、雰囲気でもいいんですけども教えていただきたい。

それともう一つは、給付費の方につきましては1.5倍の伸びで見てるということですので、間に合うとは思いますが、より医療費の支出が減っているということは好ましいことかなと思うので、保健師さん方の努力が実った形なのかなというふうに理解しておりますけれども、そこら辺の何か皆さんが医療にかかる支出が抑えられているもし理由が何か分かれば教えていただきたい。

○議長（山田日出夫君） 質問、この数字の減ったことを前面に出すような答弁をお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 旅費のオンラインでの効果あるかということですけども、基本は札幌で参集して、そこで説明を受けたり、研修会ということですので発言もあるときもあるんですけども、オンラインになると説明は受けれるんですけど、質疑ありませんかということであるんですけども、どこの町でもオンラインでやってるところ、みんながみんな質問できない部分、それは若干デメリットかなと思いますけども、基本的なことは全て会場に行ったのと同じような研修会なり会議ですので、効果ありというか、同等の効果だと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 医療費、療養給付費が減少したというところなんですけれども、細かな医療費の分析とか検証というのはできていないんですけども、令和4年度とか、やっぱりコロナ禍においては、やはり受診控えというのがそういう傾向もあったということで、全体的にそういう医療費が下がっている傾向にもあったと思います。細かなところは、分析はちょっと難しいんですけども、保健師の活動の中で検診を早く

皆さんが多くの方が検診を受けて病気を早期に発見して早期に治療するとか、あと病気で治療されている方に対しては、重症化の予防のために保健指導するとか、そういうところで医療費のかからないようにというところでは、保健活動では大事にしているところなので、どうして医療費が下がったかっていうのは長く見ていかなきゃいけないし、すごく医療費のかかる重度の方が増えれば、その年は医療費も上がるだろうし、いろいろと透析の患者さんとかそういう方が増えてくると医療費を圧迫することもあるので、そういう透析にならないように腎臓病とか、そういう予防のところについては今保健師が力を入れているところであります。

○議長（山田日出夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。議案書55ページ。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。議案書59ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号の質疑を許します。ページは69ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号の質疑を許します。議案書75ページです。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野弘君） 9番、大野です。ちょっと解釈が分からなかったのが教えてほしいんですが、76ページ、第4条で予算第5条に定めた企業債を次のように定めるという表現をしまして、その下に5条がありまして、これと予算第5条ってイコールなのか、違う別なものを指してるのかが分からなかったのが、というのは、下の第5条が予算第5条とイコールであれば、この内容が企業債とどう関わってるのかがちょっと分かりづらかったもんですから教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） ただいまの質問に対して、まず、ここで言ってる予算第5条というのは、当初予算の議案の条項になります。なので下の第5条の部分に関わるものではないです。ここで言っている全て予算第何条というのは、当初予算での条項になりますので、ご理解願います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論に当たっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

各案の反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の採決をいたします。

討論が全てございませんでしたので、一括採決をいたします。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長(山田日出夫君) 日程第14、伊田町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長(伊田 彰君) はじめに、本年1月1日元旦に発生した令和6年能登半島地震で亡くなられた多くの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災した皆さまが1日も早く日常を取り戻すことができることを心からお祈り申し上げます。

私は、昨年4月23日訓子府町長選挙におきまして、町民の皆様の負託を賜り、1期目の町政執行の責任を担わせていただき、早いもので1年になろうとしています。

令和6年度も皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、全力で町政運営にあたってまいる所存であります。

それでは、令和6年第1回定例町議会の開会にあたり、令和6年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和6年度における私のまちづくりの目標実現に向けた主な施策の推進、第6次訓子府町総合計画の七つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の1点目は「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

昨年、わが国の出生数は80万人を割り込み、過去最少を更新し、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいます。2030年代に入ると、わが国の若年人口は現在

の倍速で急減。少子化は歯止めが利かない状況が予想され、この状況を打開するため、政府は「異次元の少子化対策」と銘打って、少子化のトレンドを反転させるための取り組みを進めております。

本町においては、継続して誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り「子育てするなら訓子府」という町の魅力を発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができるまちづくりのため、町全体で子ども・子育てを支え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援する施策の展開に努めてまいります。

本年度から国の制度による3歳以上の保育料無償化に町単独の3歳以上の給食費と3歳未満の保育料、給食費を加えて保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担のさらなる軽減を進めてまいります。さらに、保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置、職員の研修の充実を図るとともに、大きな効果を上げている。保育ICTシステム「コドモン」の継続利用により、保育教諭の業務効率化、教諭と保護者の密接な連絡体制の構築、情報発信等を進めてまいります。

また、昨年社会問題にもなった夏の気温上昇による園児の熱中症対策として全保育室にエアコンを整備し、万全の安全確保に努めてまいります。

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念とした「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、継続して町全体で子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

子どもを持ちたい方への低所得の妊婦への初回産科受診料の助成や、妊娠届出時と出生届出時に、出産子育て応援給付金、特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診などの経済的支援の実施や、産後ケア事業を継続し、出産前後の不安解消を図ってまいります。また、出産子育て支援事業など、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を継続してまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費や未熟児養育医療費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種、インフルエンザ、おたふくかぜの委任予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施などにより、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

「子育て世代包括センター」では、各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

就学前の発達に関し、支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成を始め、美幌療育病院専門職による年中児健康相談や子育て支援センター、認定こども園、小中学校での発達支援事業、障がい児自立支援事業などにより、早期発見、療育につなげてまいります。

また、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、さらには昨年高校生まで対象を拡大した。こども医療費の無償化を継続実施し、子どもの医療および発達支援対策の充実に努めてまいります。

将来目標の2点目は「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

地方の経済状況については、コロナ禍の終息に伴い、消費活動も回復するかに思われておりましたが、依然として続くエネルギー料金の高騰や生産資材の高騰、物価高の影響は大きく、地方経済も非常に厳しい状況となっております。

基幹産業である農業において、本年は農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正年であり、国では本年を「食料安全保障改革元年」と位置づけ、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生活水準の維持・発展と地域コミュニティの維持を目指すこととし、関連した施策を打ち出すこととしております。農業施策における大きな転換年となる可能性を秘めていることから、国の一挙手一投足を注視し、きたみらい農業協同組合をはじめとした関係団体と厳密な連携を図りながら、各種施策に取り組み、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、商工業においても、町内業者の活動をサポートする各種施策を継続実施し、地域の活力が維持発展していくように努めてまいります。

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、5地区の事業を継続してまいります。

本年は山林川地区では排水改修工事を継続、訓子府川南地区では、区画整理などの面工事や営農用水工事の実施により今年度完成、訓子府北東地区では、区画整理などの面工事と穂波川の改修工事を、中央一期地区、二期地区では、用水路工事、リールマシンの導入など、こちらも今年度で完成することとなっております。また、道営西17号線地区と道営西33号線地区の2地区の整備事業を新たに開始いたします。両地区とも本年は測量試験を実施してまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、将来の地域の農業のあり方について、農業者や農業委員会、農協等関係機関と協議しながら、令和7年度末に向け「地域計画（人・農地プラン）」の策定を進めてまいります。

スマート農業の推進にあたっては、スマート農業利用促進事業として、作業の省力化、効率化やほ場の土壌管理等の観点から、ドローンの免許資格取得費用の補助を継続してまいります。

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、農業後継者の確保と就農者の経営能力育成は継続して実施すべき重要な施策であります。そのため、経営継承発展支援事業として経営を継承した後継者への経営発展に向けた取り組みに対する支援をしてまいります。

また、新規就農者に対しても新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者への支援を行うとともに、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による就農初期段階の支援など、担い手確保に取り組んでまいります。

くねっぶ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場に「馬鈴薯ゆめいころの栽培方法の確立」をテーマに試験委託をする予定です。さらには、北海道サテライト活動によ

る生産者と研究者の交流、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を継続して実施してまいります。

また、農業後継者、配偶者対策、酪農実習生の受け入れなどにも取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバインの更新・導入のための整備資金、農業経営基盤強化資金、異常気象による資金対応への利子補給や畑作物の直接支払交付金等、経営所得安定対策を継続してまいります。

令和6年度は公社畜産担い手育成整備事業として、酪農家の草地整備改良を実施してまいります。さらに家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

共同利用模範牧場に関しては、牧場内変圧器2台が耐用年数を超えており、故障の可能性が高くなっていることから、電源供給確保のため、電気設備の更新工事を実施してまいります。また現在5台ある牧場巡回車のうち、年代の古い車両については、既に修繕対応ができなくなっていることから、廃車とすることとし、新たに中古車1台を購入するなど、施設の適正維持に努めるとともに、牧牛の飼養管理に努め、入牧等数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

訓子府ブランドである「くんねっぷメロン」を守るため、訓子府町メロン振興会に対し、種子代や花粉交配用ミツバチなどの支援を継続するとともに、メロン増産意欲向上を図るため、町内農業者に対し、新規のメロン用ハウス整備にかかる経費の一部を支援してまいります。

また、農産物の加工品開発、販売等の6次産業化、ふるさと納税の返礼品としての採用など、農業と連携した取り組みを支援、発展させてまいります。

きたみらい協同組合と連携したクリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料、薬剤の効果を試験ほ場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地および用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みや加工技術の向上を目的とした講習など、魅力ある取り組みに対して支援をしてまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除、くくりわなの貸し出しによる駆除を実施、エゾシカ駆除報奨金の交付のほか、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な残滓処理に取り組んでまいります。

新たに一般民有林のうち、木材生産のために「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐に対し、国・道とともに補助を進めます。

森林環境整備事業では、補助対象とならない一般民有林の搬出間伐に対する支援や、一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合の民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、SGEC^{えすじえつく}森林認証の規定に基づき、持続可能な森林経営を推進してまいります。

本年は本町の農産物および特産品のブランディングを推進するため、付加価値の向上を

目指した生産と加工、販売の6次産業化に向けた取り組みや農商工連携の取り組みを推進し、新商品の開発や販路拡大等の取り組みを支援するとともに、既存の商品についてのリブランディングによる販売販路拡大の支援を実施します。

また、地域振興に資する民間投資を支援するため、国のローカル10,000プロジェクトを活用できるよう新たな支援制度を設けます。

令和6年度も新たに営業を行う事業者や第2創業に調整する事業者の店舗購入または新築空き店舗の再活用にかかる改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業は継続し、既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業については、補助対象経費を拡充してまいります。

厳しい環境が続く小売商業およびサービス業であります。商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動の支援を行います。

また、将来における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど、商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

公約に掲げております「仮称 まちづくり株式会社」につきましては、民間の企業人財のノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につなげるため、地域活性化起業人制度を活用し、会社設立に向けた構想を練り上げていくほか、町民の皆さまから要望の多いドラッグストア等の設置に向けて検討をしてまいります。

将来目標の3点目は「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができるよう、保健・医療・福祉の充実したまちづくりを進めます。

令和5年度新たに策定した第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを受けながら暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

認知症対策では、北見赤十字病院の認知症専門医等と連携し、認知症の早期発見、早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム事業」を実施します。また「生活支援コーディネーター業務」を社会福祉協議会に委託し、高齢者の困り事などへの対応や支え合いの体制づくりを推進してまいります。

在宅の高齢者に対しては、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービスなどの在宅福祉サービスを継続いたします。また、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、紙おむつ等の購入助成や紙おむつ等を利用されている方への指定ごみ袋無償配布事業など、介護家族の支援事業も実施してまいります。さらには、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図り、高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で設置した北見地域成年後見中核センターと連携し、認知症や障がい

等の理由で判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援や権利が守られる体制づくりを構築していきます。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や老人クラブの支援を通じて、高齢者の積極的な社会参加に取り組むほか、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において、自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対しても、引き続き支援、協力してまいります。

収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」を運営する「訓子府福祉会」への支援を継続し、特に本年度は入所者の健康を守るため、エアコン設置導入に対する補助を実施してまいります。

地域福祉を推進する中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援をはじめ、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか、広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、ともに支え合う地域福祉環境が充実するまちづくりに努めてまいります。

町民一人一人が健やかに暮らせるよう、健診などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防など健康づくり活動を推進します。

町民の健康づくりや保健事業は、11月に健康月間として、民間チャレンジ事業での運動講座や健康講演会を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周病検診の実施やPET-CTがん検診の助成を継続します。感染症予防対策では、高齢者インフルエンザ予防接種や成人用肺炎球菌予防接種、コロナウイルスワクチン接種に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関や北見医師会との連携や、夜間・休日にも安心して医療サービスが受けられるよう、救急医療体制の確保に努めます。また、精神疾患や人工透析患者などの特定疾患患者の通院や、訪問看護利用にかかる交通費助成を継続してまいります。

国民健康保険事業では、医療保険制度の周知や脳ドック費用の助成、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨や保健指導の充実を積極的に取り組んでまいります。

障がい者福祉に関しましては、令和5年度新たに策定した第7期障害者福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、住み慣れた地域で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるなど、障がいの有無や種別によって分け隔てられない共生社会を目指し、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域基幹相談支援センターと連携し、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障がい者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成を引き続き実施していきます。

将来目標の4点目は「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

本年も「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮し「教育のまち・くんねっぷ」にふさわしいまちづくりに取り組んでまいります。

個別の政策につきましては、教育長からの教育行政執行方針により述べさせていただきますと思います。

将来目標の5点目は「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備は、町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであります。

道路、橋りょう、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの設備は経年劣化しているため、長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、令和2年度に改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき幸栄団地で1棟4戸の居住性向上の長寿命化改修を実施してまいります。持ち家対策としましては、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対して助成支援する空き家活用定住対策補助や不良空き家等除却費の支援助成事業を実施してまいります。

令和6年度の町道整備については、南13線の舗装修繕を継続実施するとともに、新たに北1条線についても舗装修繕を実施してまいります。

また、西19号、西20号や南訓線の舗装、区画線、側溝の補修など道路維持事業を実施し、安心できる道路管理に努めてまいります。

北海道自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など、全線開通に向け、国などに要請してまいります。

また、町道除排雪事業では、高齢者世帯置き雪除雪事業を継続実施するとともに、橋りょう整備では、まず令和3年・4年に実施した橋りょう点検に基づく99橋の橋りょう長寿命化修繕計画を改定し、橋りょうの長寿命化を図ってまいります。令和6年度は昨年実施設計をした酒谷橋、西之橋、豊栄橋の橋りょう長寿命化修繕工事を実施してまいります。また、緑橋、笹橋、山田橋、山本橋、小松橋、美園橋の6橋の詳細設計を実施してまいります。

河川につきましては、山林川を道営水利施設整備事業、穂波川を水利施設等保全高度化事業による整備において継続し、農業水路等長寿命化防災減災事業において、新井山川の土砂溜め柵の設置および協成川の土砂流出対策の実実施設計に着手をいたします。

また、タンノメム川、紅葉川、山林川の護岸補修や伏見川の土砂溜め柵の設置、川北排水がおよび酒谷川の護岸高上げ畦畔工^{かきあ けいはんこう}など、河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川およびポンケトナイ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設のほか、長年被災が続く紅葉川については、国営事業による着工に向け、引き続き関係機関に粘り強く要請し、災害の未然防止や防災対策を図ってまいります。

水道事業につきましては、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業を活用し、清住区域の営農飲雑用水整備のうち6,300mの配水管を整備、また、国庫補助を活用し大谷水系導水管2kmの更新を実施してまいります。

老朽管更新事業では計画的に老朽管の更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めるとともに、災害・緊急時に備えるため、中央監視装置の更新、水道台帳の

電子化整備を行い管理体制の強化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、将来にわたって安定的な経営を維持するために、地方公営企業法を適用し、本年から企業会計へ移行しております。

実践会地区での個別排水処理施設整備事業を継続し、水洗化の普及促進および快適で衛生的な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ってまいります。

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに車両更新購入費を含めた地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携した中で継続支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、廃棄物処理場の適正な管理、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保などを進めてまいります。また葬祭場「清陵苑」は、1号炉設備の大規模改修を実施するなど、良好な維持管理により、利用者の利便性の向上のほか、利用者が増加傾向にある合葬墓も含めた墓地の適正な管理を継続してまいります。

将来目標の6点目は「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

一昨年の局地的短時間豪雨や昨年の猛暑に見られるように昨今の気候変動により今までは起こり得なかったような自然災害により、さまざまな被害が発生しています。

いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

災害発生時には、モバイルアプリケーションいわゆる「ライン」を用いた通報システムを運用し、迅速な被災箇所の把握に努めてまいります。

災害発生初期の自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか、常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、さらに常呂川多機関連携タイムラインの運用による関係機関との緊密な連携を図りながら町民への迅速な情報提供を進め、地域防災力の強化を図ってまいります。また、昨年のような猛暑に対応するため、地域集会所にエアコンの設置を進めます。

本年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、交通安全指導員をはじめ、地域の協力も得ながら、定例および期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など、交通安全意識の向上とスクールゾーン3か所、溶融式区画線2か所、カーブミラー1基と注意看板の整備をするなど、交通安全施設の維持管理により、今後も交通事故死ゼロが継続するように努めてまいります。

令和2年度には、北海道警察の要請などにより、通学路に防犯カメラを設置いたしましたが、本年はさらに2か所増設し犯罪抑制に努めてまいります。

全国的にも子どもたちを襲う悲惨な事件は後を絶たないことから、防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き継ぎ取り組んでまいります。

また、犯罪被害者等支援条例を制定し、万が一犯罪被害に遭われた方がいた場合の支援

策等、必要な事項を定め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の7点目は『みんなの力』で暮らしやすいまちづくり』についてであります。

本年はまず令和7年度に稼働される全国で共通化・標準化される自治体情報システム導入に向けた各システムの改修を進めてまいります。

また議会ペーパーレス会議システムやA I 文字起こしツールの導入等の実施により、少しずつ業務改革が進んでおりますが、町の各業務の洗い出しによるA I、R P Aの活用など、さらなる業務改善の検討を進めてまいります。

まちづくりの町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言や、夜間町長室開放の継続のほか、オンライン町長室や階層別タウンミーティングなど新たな広聴活動を検討し、積極的に取り組んでまいります。

またホームページやライン、フェイスブック、X（旧ツイッター）などのSNSを活用した積極的な行政情報の発信を継続し、情報発信や住民サービスにつなげてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとにさまざまな取り組みを進めることができるよう、また地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、地域の拠点となるコミュニティ施設の環境整備を継続的に図ってまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度について、令和6年度も事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、物産のPR、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者などの関係機関と連携を図りながら、多様な取り組みに努めてまいります。

本町では、未来に向かったまちづくりを進めていくため、新たに地域おこし協力隊を採用し、協力隊員のスキルや能力、斬新な視点を生かした活動によって、協力隊員と連携を図りながら、魅力的なまちづくりを目指し、地域の活性化を図ってまいります。

行政運営につきましては「第5次行政改革大綱」に基づく実施計画と「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。

特に本年4月には、地域課題・特定課題に柔軟に対応するため、組織の一部改編を行います。

財政運営に当たっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上は、効率的、効果的な行政運営を推進するため、必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つであり、市町村職員中央研修所への職員派遣など各種研修に積極的に参加させ、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

また、地域担当職員制度についても、高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し、解決につなげる仕組みづくりも検討してまいります。

以上、私の基本姿勢と令和6年度の施策の一部を述べさせていただきました。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

最後に、この場をお借りして、私たちの生活基盤を脅かす身近な問題となっている気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出量をできる限り抑制し、子どもたちの未来のために持続可能な社会を実現するため、ここに「訓子府町ゼロカーボンシティ」を宣言いたします。

訓子府町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる世界的な気候変動は、深刻な自然災害をもたらしており、国内においても記録的な高温、集中豪雨や大型台風などによる甚大な被害が発生するなど本町でも、町民生活大きな影響をもたらしています。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年に採択されたパリ協定では「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前と比べて2.0℃より十分低く保つとともに1.5℃までに抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標が掲げられました。

わが国では、2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、北海道においても環境と経済・社会が調和しながら、成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととしています。

このような国内外の動向を踏まえ、訓子府町においても北海道や近隣自治体と連携・協力しながら、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

先人から受け継がれた美しく豊かな自然環境を未来の世代にしっかりと引き継いでいくため、町民の皆さん、事業者の皆さんとともに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言いたします。

令和6年3月7日

訓子府町長 伊田 彰

○議長（山田日出夫君） ここで3時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時39分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 令和6年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

コロナ禍を乗り越え、日常が回復している中ではありますが、国際情勢の不安定化、人々の価値観、生活、行動、さらには経済や文化など社会構造の変化を背景に、人々が抱える困難が多様化・複雑化している時代となっています。

また人口減少、少子高齢社会やグローバル化の進展、デジタル化や人工知能、脱炭素などわれわれを取り巻く環境は大きく変化しており、大転換期を迎えています。

このような将来が予測困難な時代において、未来に向けて自らが社会の作り手となり、課題解決を通じて、持続可能な社会や地域を維持・発展させていく人材の育成と生きがいなど、将来にわたる持続的な幸福感であるウェルビーイングの向上を図るためには、教育の役割がますます重要となっているところです。

「教育は人づくり」の視点に立ち、誰1人取り残さない、全ての人の可能性を引き出し、学校・家庭・地域とともに学び合う社会の実現に向けた教育の推進に努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

急激に変化している社会状況の中で、多様化・複雑化する教育課題の解決のため「第6次訓子府町総合計画」や「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、未来を担う子どもたちが生き生きと自分らしく成長できるよう、学校・家庭・地域の教育力を高め、また世代に応じた文化・スポーツ活動の環境をつくり、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

また本年度は、令和7年度から5年間を計画とする本町の教育・学術および文化の振興に関する総合的施策を定めた「第3期訓子府町教育大綱」を策定してまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境が多様化、複雑化する中であって、誰1人取り残さない教育を実現するためには、一人一人の状況を的確に把握した上で、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、学校教育においては、子どもたちの個性を生かし、必要な資質・能力を身につけさせる学びの環境づくりに努めてまいります。

また学校と家庭、地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通して地域と一体となったふるさと教育「くんねっぶ学」を推進いたします。

さらに、就学前から義務教育まで一貫した教育体系の接続のために、本町の教育環境を生かした「訓子府スタイルの幼小中連携教育」の充実を図ってまいります。

確かな学力の育成については、子どもたちが学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得が必要です。そのためには「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制を図ってまいります。

1人1台のタブレット端末やデジタルドリルなどを活用した事業展開を図るなどICT教育を推進するとともに、学校と家庭が連携した情報モラル教育の充実を図ってまいります。

各学校での外国語授業の対応やコミュニケーション能力の向上を図るため、認定こども園と各小中学校、訓子府高等学校へ語学指導助手を派遣します。

豊かな心と健やかな体の育成については、豊かな人間性の育成のため、地域での交流や

文化・芸術活動などの多様な体験活動とあわせ、道徳教育の指導充実を図り、思いやりや命を大切にすることを育み、規範意識を高めるなどの取り組みを進めてまいります。

読書活動は、感性を磨き、想像力や表現力を高め、学習の基本となることから、学校図書館システムの活用を図り、図書館司書の派遣を継続し、各学校の担当教職員や児童生徒との連携を深めながら、読書活動を推進してまいります。

いじめ不登校の問題については「いじめは絶対許されない」との共通認識のもと「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導とあわせて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

子どもたちの健康保持のために各種健康診断、フッ化物洗口などを実施するとともに、健康教育の充実を図り、疾病の防止や早期発見、基本的な生活習慣の定着に努めます。

地域と連携した教育力の向上については、スポーツ活動や文化活動の部活動の地域移行につきましても、関係団体や近隣自治体と連携を図りながら、本町の課題や児童生徒、保護者、地域の実情、意向なども踏まえて「訓子府スタイルの部活動のあり方」を検討してまいります。

教職員一人一人が高い指導力と専門性の向上を図り、授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革と合わせた職場環境づくりに努めてまいります。

学習環境の充実と安全教育の推進については、子どもたちが快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設や設備の適正な点検や維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる各小中学校の近い将来に向けた施設整備のあり方について検討してまいります。

昨年は記録的な猛暑が続いたことから、学校における暑さ対策として、各小中学校にエアコンを整備し、子どもたちの安全・安心な環境づくりを行ってまいります。

訓子府小学校の黒板張替、トイレタイル修繕、家庭科室温水機更新、居武士小学校のプログラムタイマー修繕、訓子府中学校の食堂エレベーター受電高圧開閉機修繕などを実施してまいります。

自らの安全は、自ら守るの視点に立ちながら、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災などに関する教育活動を推進してまいります。

また、自転車通学を行う児童生徒に対して、通学用ヘルメットの貸し出しや購入費補助を行い、通学上での安全確保を図ってまいります。

児童生徒の遠距離通学対策として、老朽化したスクールバスを1台更新し、安全で安定的な運行に努めてまいります。

開かれた学校づくりについては、地域の特色を生かした学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり、子どもたちの成長を支えていく、コミュニティ・スクールについては、地域資源や人材の育成を図り「訓子府スタイル」である認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を行ってまいります。

食育事業の推進と魅力ある給食の提供については、地元農産物など地場産品の活用を通し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、地域の産業や食文化を学ぶなど食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。

物価高騰に伴う給食材料費の増額分については、給食費を値上げすることなく、町から支援を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

老朽化している給食センターの食缶洗浄機の更新を行うなど、適正な施設の維持管理に努め、衛生管理の徹底、異物混入、生活指導管理表に基づくアレルギー対応などの安全対策を図ってまいります。

学びのための教育環境の充実については、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、町単独の特別教育支援員の配置を継続し、切れ目のない支援の継続と発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

また専門機関による「発達支援事業」を通じ、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに「育ちの手帳」を認定こども園から訓子府高等学校まで活用し、家庭との連携支援の継続を図ってまいります。

子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

訓子府高等学校の振興と存続については、町を挙げて訓子府高等学校の振興に努めているところですが、少子化による中卒者の減少や北見地域の高校配置のあり方などにより、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところです。

こうした状況を踏まえ、訓子府高等学校の魅力ある学校づくりや、通学困難区域の生徒を対象とした通学バスの運行、給食の提供、通学費助成、進路支援などの町からの手厚い支援による効果から、近年、入学希望者が大幅に増えているところです。

訓子府高等学校は地域の教育力の向上や人材育成、地域課題の解決、本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調し、魅力ある高校づくりを行いながら、入学者確保に努めてまいります。

今後もPTAや関係機関、団体と協力しながら、全町一体となった訓子府高等学校の振興存続に向けた取り組みを推進してまいります。

2点目に「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

少子化や共働き家庭の増加、情報技術の進展などにより、生活様式や子育て環境が大きく変化している中、本町においても安心して子育てができる環境づくりのため、認定こども園、子育て支援センター、児童センターの3施設が互いに連携し、子育てしやすいまち作りを進めてまいります。

本年度は地域の子育て支援や幼児教育・保育を総合的に推進するため、令和7年度から5年間を計画とする「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。

子どもを育てる環境整備については、安心して子どもを産み育てるために、国の制度による3歳以上の幼児教育・保育の無償化のほか、本年度より、本町独自の保育料、給食費の無償化を実施し、さらなる子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

子育て家庭への包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」と関係機関が連携を図り、子どもの健やかな育ちのために、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援に取り組むとともに「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、子育てに関する情報の発信に努めてまいります。

子育て支援の充実のために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、健康相談などの各種事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

子育て支援センターと連携して実施している託児無料券の交付事業は、対象年齢を1歳6か月から3歳児まで拡大し、乳幼児を持つ保護者の育児負担軽減とリフレッシュなど、きめ細やかな子育て支援を図ってまいります。

障がい児支援の充実、子どもの健康づくりについては、乳幼児期の発達の遅れの早期発見と早期療育のため、子育て支援センターや認定こども園など関係機関と連携し、発達支援事業や年中児健康相談を実施し、一人一人の発達や特性に応じたきめ細やかな支援体制や対応する子育てニーズへの相談体制の充実に努めてまいります。

子どもの健康については、定期予防接種のほか、インフルエンザ、おたふく風邪などの任意予防接種や虫歯予防のためのフッ素塗布に対する費用の一部助成を継続してまいります。

子育て支援センター機能の充実については、子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の子どもと親が交流を深める場として、誰もが参加しやすい各種行事や子育て講座、学習会などを開催し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる体制の充実に努め、子育て不安の解消に努めてまいります。

子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、託児など一時預かり事業の充実に努め、育児負担の軽減に努めてまいります。

児童センター機能の充実については、児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもの健全育成に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により、利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えていることから、これらに対応するため、支援による支援体制の充実に努めてまいります。

3点目に「認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

幼児期の教育・保育は子どもたちの生涯にわたる学びと人間力の育成に重要な時期であり、認定こども園については、豊かな生活や遊びを通じて子どもたちの健やかな成長のための教育保育の提供に努めてまいります。

また、保育ICTシステムを活用し、保護者との連携、情報発信を行いながら、安心して信頼される教育・保育の充実に努めてまいります。

幼児教育・保育環境の充実については、木のぬくもりあふれる認定こども園では、はだし保育やリズム運動、自然とのふれあい、異年齢との交流などにより、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てていきます。

保育教諭などの資質向上のための研修の充実に努め、保護者から信頼される教育・保育の質の向上に努めてまいります。

発達に特性が見られる子どもを支援するために、支援や保育補助員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

子どもたちの熱中症対策として、全保育室にエアコンを設置し、安全・安心な環境整備を図ってまいります。

地域における子育て支援については、地域に開かれた認定こども園として、地域との交流を深め、子育て支援センターや関係機関と連携し「園開放」や「子育て相談」を開催するなど、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実に努めてまいります。

認定こども園と各小中学校や訓子府高等学校の教職員、園児、児童生徒の連携・交流を

図るとともに、小学校への円滑な接続に向けた就学指導の連携体制の充実を図ってまいります。

4点目に「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

人口減少、少子高齢社会、高度情報通信網の発達など、社会の急激な変化は、ライフスタイルや価値観を多様化させました。

さらには日本各地で多発する災害などにより、地域社会のつながりや支え合いの大切さが見直されており、生涯学習の果たす役割が一層大きくなっています。

このような時代と社会情勢の変化に対応した学習機会の充実を図るために、さまざまな学習・文化・スポーツなどの活動を通じて、町民一人一人が心の豊かさを実感し、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境づくりに努めてまいります。

幼少年教育の充実については、幼少年期については、さまざまな体験活動を通して、たくましい人材を育むため、放課後子ども教室や通学合宿を実施してまいります。

また子ども会育成連絡協議会とともに「子ども110番の家」や、コミュニティ・スクールで実施している「ながら見守り」などの活動を継続実施し、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

青年教育の充実については、青年期については大きな飛躍に向けてさまざまな経験を重ねていく時期であり、地域に根ざした実践的な学習・文化活動を行っている青年団体への支援を継続してまいります。

また「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

青少年活動の拠点である「青少年研修館」は、夏期間の猛暑・酷暑にあっても快適な利用環境を提供するために、エアコンの整備を実施してまいります。

成人教育の充実については、成人期については、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」「くんねっふの未来づくり大会」を開催してまいります。また「くんねっふ巡回講座」「わくわく地域づくり活動支援事業」を各関係機関と連携しながら継続実施し、団体やグループによる主体的な学習や文化・スポーツ活動のための支援や環境整備に努めてまいります。

高齢者の学習支援については、高齢期については、生きがいをづくりと個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、健康で明るく豊かな生活を送ることができる学習支援に努めてまいります。

学級生が自主的に運営する「若がえり学級」では、世代間交流や気軽に参加できる学習プログラムを取り入れ、健康で生きがいを持つような学習活動を支援してまいります。また、高齢者の健康維持のための「シニア健康教室」など、スポーツセンターや福祉保健課と連携し、学習機会の充実を図ってまいります。

公民館の運営・整備については、学習・文化活動の核施設である公民館については、多様な学習ニーズに対応するため、利用者懇談会等での意見や要望を取り入れ、快適で利用しやすい施設運営と学習環境整備に努めてまいります。

また、非常用照明器具交換修繕、暖房用配管洗浄、講堂ステージ^{どんちよう}緞帳巻き取り装置保守点検などを実施し、利用者の安全と快適な施設整備を進めてまいります。

文化・芸術活動の推進については「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、多くの町民

が文化・芸術に触れられる機会の提供と主体的な活動の支援に努めてまいります。

「アートなまちプロジェクト」は、武蔵野美術大学と連携を図りながら、誰でも気軽に参加できる参加型・体験型のワークショップなどを開催してまいります。

文化・芸術に親しみ、学習成果を発表する機会の提供については、50回記念となる「音楽の広場」や町文化連盟と共催で「秋の文化祭」などを開催してまいります。また、歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ企画展や講座を実施するなど、町民共有の財産である郷土資料と文化財の保存・活用を図ってまいります。

社会教育関係団体への支援については、社会教育関係団体による活動の支援と活性化を促すため、活動費や大会派遣費の助成を継続するとともに、各種大会開催にかかる経費の補助、指導者の要請と研修機会の確保、団体・サークル間の交流等の支援に努めてまいります。

第3期社会教育中期計画の策定については、本町の社会教育の進むべき方向性や教育活動のあり方を定めた令和7年度からの5年間の計画とする「第3期社会教育中期計画」を策定し、町民一人一人が心の豊かさを実感し、生涯を通じて学び続けることのできる環境づくりに努めてまいります。

図書館については「読書活動推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、生涯にわたって読書を楽しめる環境整備に努めるとともに、高度情報化社会などに対応した誰もが快適に学び「本のある生活を支える図書館」としての新しい図書館整備に向けた検討を進めてまいります。

「健やか絵本贈呈」「絵本セット貸出」「子どもの読書セミナー」など親子で絵本を楽しむ機会を提供するとともに、図書館の宅配サービス、移動図書館、高齢者への読み聞かせなどにより、幅広い世代が読書に親しめる環境づくりを推進してまいります。また、各小中学校で運用している学校図書館システムとの連携強化や各小中学校への司書派遣を継続実施するなど、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

図書館は本年度開館40周年を迎え「図書館セミナー」や「俳句ワークショップ」などの記念事業を開催し、町民の読書環境の充実を図ってまいります。

5点目に「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

近年、価値観やライフスタイルの変化により、健康の増進と維持のため、スポーツに対する期待が高まっています。

生涯を通じてスポーツに親しみ、世代やニーズに応じたスポーツ事業を実施し、誰もが気軽に健康づくり、スポーツ活動に取り組めるような環境づくりを進めてまいります。

社会体育施設の整備充実については、社会体育施設については、計画的な施設整備を図るとともに、適正な維持管理と運営に努め、安全で快適なスポーツの環境整備を進めてまいります。

スポーツセンターについては、本町のスポーツと健康づくりの拠点施設として、今後も子どもから高齢者まで、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールについては、ウォータースライダー外部カバー修繕、流水プールFRPリニューアル修繕、大型ろ過機ろ材交換など、安全に利用できる施設運営に努め、低学年プールにシーズン中利用可能な子ども用すべり台を設置するなど、利用者の増加に向けて取り組んでまいります。

屋外体育施設については、干ばつや経年による劣化が激しいパークゴルフ場の芝生と土壌の改良を目的とした芝生再生事業と目土散布を年次的に行い、快適な環境整備に努めてまいります。

スポーツ活動の活性化、スポーツセンターにインストラクターを継続配置し、運動や健康づくりに対してきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、各学校などと連携し、地域特性と生かした異世代交流の機会提供と町民の健康増進やスポーツ活動の推進に努めてまいります。

各スポーツ団体の活動や大会運営に対する助成や大会への派遣費、指導者養成のための研修費の支援を継続するとともに、積極的な情報発信を行い、スポーツによる地域コミュニティの強化を図ってまいります。

スポーツセンター5周年記念事業として「くんねっぷスポーツフェスタ」「プロスポーツ交流事業」を実施し、スポーツに親しむきっかけづくりや施設の利用促進につながる取り組みを行ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

大変ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集をよろしくお願いいたします。

散会 午後 4時 7分